

二一世紀国際秩序の模索 : 一つの覚書

著者	藤田 久一
雑誌名	關西大學法學論集
巻	56
号	5-6
ページ	1201-1254
発行年	2007-02-28
その他のタイトル	Reflexions sur l'Order Mondial au XXIeme
	Siecle
URL	http://hdl.handle.net/10112/5263

――一つの覚書 世紀国際秩序の模索

藤

田

久

目 次

一はじめに――「二一世紀を予測する」ことの難しさ

三 一〇世紀は「戦争の世紀」の意味——国連体制と冷戦 国際秩序の三モデル

むすびにかえて――二一世紀国際秩序の行方

二 歴史的アプローチの必要性――国際法(学説)史の時期区分の問題

紀冒頭に九・一一大規模テロ事件が発生し、以後、国際社会はテロリズムと反テロリズムの闘いの様相を呈しており、 けて――恒藤恭が自らを依拠させた「世界民」の立場にもどこか似ているといえば僣越であろうか。しかも、一一世 である。その二〇世紀人間が二一世紀にまで生き延びている以上、二一世紀の国際関係にも関心を抱かざるをえない あり、また内戦、民族解放戦争、民族紛争などが世界中に発生してきた。二〇世紀は「戦争の世紀」といわれる所以 遠く離れているようでも深く結びついていることを実感してきたからである。二〇世紀後半も多くの国際武力紛争が 界大戦をこども期に経験した二〇世紀人間がこの地球上で半世紀以上生存した経験から、個人の生活と国際関係とは はじめに先人の名をあげて恐縮であるが、戦間期に――日本では「大正デモクラシー」から「暗い谷間の時代」にか 二〇世紀以上にやりきれない戦争の世紀ないしは「テロリズムの世紀」の感さえ与えている。 いきなり二一世紀の国際秩序といった大きな問題をとりあげるのはなぜか。それは、自分史を考えると、第二次世

を念頭においている) できるものではない。また、その任ではないとしらを切ることもできるであろう。もっとも、各世紀(ここでは西暦 とソ連東欧の解体や九・一一を的確に予測できなかった!——、一介の国際法研究者にとって、的確な将来の予測は しい。未来学者ならいざ知らず――といっても、二〇世紀の未来学者の誰一人として一九八九年のベルリンの壁崩壊 では、二一世紀の国際関係はどのようなにものになるだろうか(また、すべきだろうか)。しかし、この予測は難 末にはいわゆる世紀末思想が喧伝されてきたし(たとえばノストラダムスの予言)、二一世紀

の冒頭にも一一世紀論が盛んであった。

問題) 世紀に入った今日まだ残されたままである。 ₩)からなぜ人のクローンをつくるべきではないのか、なぜ牛や猿のクローンならよいのか なぜ原爆をヒロシマ・ナガサキに使用するのか――(WHY)の問題をなおざりにしてきた。クローン技術 新婚旅行は「ハネムーン(月旅行)」へという夢も遠くない将来必ず実現しうる。しかし、注意しなければならない かないほどである。ただし、自然科学者の「予言」は、時間の遅速があれ当たる。文字どおり「時間の問題」である。 世紀入口ですでに科学通信情報技術(IT)とバイオ技術(BT)が現実化し、二一世紀中頃と考えられていたク けて宇宙論と素粒子論による自然観の根本的転換 ーン技術やヒトゲノムの読み取りは二〇世紀末に実現した。二一世紀中に生命科学がどこまで発達するか予想もつ なかでも、 二〇世紀の自然科学 は置き去りにしてきたことである。たとえば原子力の解明(HOW)は、なぜ原爆をつくるのか 自然科学者の「予言」(予測) (物理学) は、いわゆるHOW (いかにの問題) を解明したが、いわゆるWHY は傾聴に値する。二〇世紀は量子論と相対性論の科学革命 ――の時代であったといわれる。その進歩の加速度は大きく、二一 (WHY)の問題は二二 ―さらには (なぜの H O

こそ、ここに将来の国際秩序の予測を困難にする原因が潜んでいる。 Yの問題が付きまとう。HOWとWHYは連結しているないしは不可分であるといってもよいであろう。であるから 社会科学、とくにここでは(国際)社会の在り方 (秩序論もその一つ)を問う問題にはHOWの問題とともにWH

る法実証主義について一言述べておきたい。 ある限り、単なる空想 ところで、(国際)社会の在り方 (SF)を述べて予測することはできない。この点に関して、「法の科学」を目指したいわゆ (秩序) の問題を問う社会科学(ここでは「法の科学」)も科学 (サイエンス) で

と評される。たとえば、「在る」ものは軍備であり、「在るべからざる」ものは かし、当時の(ヨーロッパの)人々にとって「在る」ものこそ理性的なものであるはずであり、もはや「在る」もの 的なもの」のみが現実的なものであり、非理性的な「在る」ものは克服せらるべき対象でしかなかったのである。し なものは、歴史的には「在る」ものではあったが、ヘーゲルにとっては「非現実的なもの」にすぎなかった。「理性 とって、この命題から、「在る」ものすべてが「現実的なもの」であったわけではない。古代ローマの奴隷制のよう もの、それは現実的であり、現実的なもの、それは理性的である」は、大きな誤解を生んだといわれる。 を否定する法実証主義が唱えられた。もっとも、これを象徴的に表現したとされるヘーゲルの有名な命題「理性的な その考察の意義)を否認する立場(実証主義的世界観)である。そこから、法学の分野では、「自然法の見飽きた夢」 が理性的であるか否かを問う意味さえなくなった。その問いは、平明な経験的世界の事態を混乱させるだけであった 九世紀に登場した実証主義は、 実在を経験的に実証しうるものに限り、それ以外のもの (世界) 戦争 (の危機) であった。 (形而上学的実体の存在 ヘーゲルに

ある。「在る」ものである慣習法や条約の成立要件として国家実行、国際慣行、国際判例や事例あるいは条約交渉過 ついには科学的世界観の樹立が期待された。実証主義的世界観や法実証主義はその一つの典型的な表れであった。こ ある。これを国際法実証主義と呼ぶこともできよう。もっとも(国家の立法機関による国内法の制定と対比して)超 れを国際法学 また、一九世紀初頭以来の自然科学の飛躍的発達から、経験と実証を合言葉にして、形而上学的思惟を乗り越え、 条約の署名、批准、 の探究への信頼と依存が圧倒的であり、「在るべき」ものまたは「在るべからざる」ものの探究は一般に希薄で (国際秩序研究)の世界に移せば、同じく「在る」もの――実定国際法の法源としての慣習法と条約 加入(の有無)や効力等といった手続の探究(いわゆる(形式) 法源論) は H OWの問題で

とは「奇跡」にも近い現象であるから一層のこと、この(実証主義的)探究がきわめて重要であることは多言を要し(5) ないし、「在るべき」国際法を探究する前提としても有益であることは否定できない。 国家的立法機関のない国際社会においてそのメンバー(構成員、主に国家)を拘束する法 (国際法)をつくりだすこ

学者でも立てられないだろう。 る。そして、世界平和や世界政府あるいは核廃絶がいつ現実のものになるかについてのタイム・スケジュールは未来 した問題である。しかし、この問題は国際法実証主義の探究する課題 テロリズム)の探究に属する。これはHOWのみならず、その前にWHYの問題であり、結局HOWとWHYの連結 国際平和組織、核軍縮、世界政府)あるいは「あるべからざる」もの(たとえば核兵器の保有、核戦争、環境破壊 他方、二一世紀国際秩序の在り方の問題は、国際法実証主義が切り捨てた「在るべき」もの(たとえば恒久平和 (対象、つまり「在る」もの)をはみ出してい

一 歴史的アプローチの必要性――国際法(学説)史の時期区分の問題

(1) 時代区分の意義

探り出すための近道でもあるだろう。 の歴史(および現在の国際秩序)、つまり「在るもの」を振り返ることが必要であり、また「在るべき」国際秩序を にもかかわらず、逆説的にも見えるが、二一世紀の国際秩序の在り方を考えるために、その前提として国際法秩序

(各国)の国際法学研究において国際法史・学説史に当たる分野は未だ研究が量質の両面で希薄であり、十分に確立 しかし、ここで国際法の発達史および学説史に深入りすることは勿論できない。というのも、 日本のみならず世界

きことは、国際法史は学説史と密接不可分の関係にあり、国際法史の研究において国家実行と理論は方法論的にも切 し時期区分をすることであろう。 り離せないことである。また、国際法史を研究する主要な意味は、 していないといってもよく、まして国際法史の定説ないし通説に当たるものはないからである。ところで、注意すべ 国際法の発達(発展ないし展開)の時代区分ない

② 伝統的国際法の構造——「文明国」と戦争の地位

代とそれ以後の現代国際法の時代との時代区分がなされうると見られてきた。時代区分は国際法の構造(および性格 世紀前半とくに第一次世界大戦終結までの時代がこれに当たる。その時代の国際法の構造および性格はどのようなも のであったかっ を背景に、伝統的国際法が形成され発達したとされる。これを伝統的国際法の時代とすれば、一七世紀後半から二〇 Yの問題である。そして、ヨーロッパにおける近代国家の誕生(一六四八年ウェストファリア講和)による国家系 の)変化に対応するものであるが、かかる構造変化をもたらす背景の要因の変化が問われるのである。つまり、WH (State System)の成立(一七世紀後半以降)と重商主義から産業革命を経て資本主義の発展の時代(二〇世紀最初) ただきわめて大づかみに考えて、大抵の研究者のみるところでは、伝統的(または近代ないし古典的) 国際法の時

の国家は、別名キリスト教「文明国」と呼ばれ、近代的法整備のなされている国、そして文明国の経済的基盤である 七五八年のヴァッテルの この時代の国際社会は西欧世界が対象とされ、そこにおける国際法主体は、国家のみであった。伝統的国際法は、 『国際法』が明確に述べたように、主権独立国家間に平等に適用されるものとされた。そ

度や不平等条約を結ぶといった仕方で、西欧(ヨーロッパ)国際法を「東洋諸国」に適用していった。これが国際法 認である。その際、 けることはなかった。)が西欧以外の地域の(非文明国とみられてきた)実体を新たに国際社会の構成員として認め 既存の文明国 併存する文明国から構成される国際社会には超国家機構(世界国家―Wolff の Civitas Maxima)が存在しないため、 かし、近東のトルコ、東アジアの中国、 れようとしている。)実際に、アフリカやアジアの諸地域がその対象となり、植民地・従属地域となっていった。 武力行使(干渉や戦争)、その結果としての「占領」やその構成員の殺害は禁止されないという理論までもが形成さ 綻国家」「ならずもの国家」や「テロ集団」(とみなされる実体) は同じような位置づけになっており、それに対する る制度である。 の外延の拡大化の特徴的現象である。伝統的国際法上これを最も特徴的に示す制度として、いわゆる国家承認がある。 征服の対象とし、あるいは先占の対象とすることはできた。(なお、やや先走っていえば、現在の国際社会でも、「破 として当然には国際法主体とはみなされなかった。逆に国際法適用対象とはなりえたのであり、文明国が非文明国を 族団体など)は、いわゆる非文明国(一九世紀後半、一八八四年の『国際法制度』においてロリマーは人類を文明 兵器を装備する段階に達することになる。ヨーロッパおよび北米世界以外におけるそれ以外の国ないし社会集団 重商主義から資本主義的生産関係がやがて確立される国であった。そして、軍事的にも近代的軍隊組織をもち、近代 未開の三つに分け、国際法学者が取り扱うべき対象を完全な政治承認が行われうる文明人類に限っていた。) (これは伝統的国際法上所与のものとして前提されているともいえ、自己以外の権力機構から承認を受 具体的には、 国家の成立要件として、一定領域に対する実効的支配を行う政府の確立という事実主義が取られ 一九世紀にスペインやポルトガルの植民地から独立した中米諸国に対する西欧諸国 日本といったかなり強力な国家機構を構成する諸国に対しては、領事裁判制 の承 (部

たが、実際には文明国たることが要請されたのであり、 文明国の証である近代的国内法整備がなされるまでは一人前

の国家としての国際法主体性を認められなかった。

盤とし軍事力に支えられた「帝国」(主義)戦争――ヘーゲルのいう覇権国家、世界史は諸国家が相争う舞台(ユ) び性格の点で最も特徴的なものは、上のような国家構造(抽象的文明国)を前提とした、つまり、産業資本主義を基 合法化およびそれに対応する戦時平時の区別構造であった。 伝統的国際法の性格や特徴およびその背後の国際社会の構造は以上のようなものであった。その国際法の構造およ ф

平和はありえないとした。カントの永遠平和の思想は一九世紀中無視され続けたのである。 して、かかる国家連合が確立するためには、規約違反国を処罰する実力をもった国家、すなわち覇権国家がなければ の形成を次善の方法として提示した。しかし、ヘーゲルは、カントのこの「永遠平和のための」国家連合構想を批判 これを恐れて、最終的には「世界市民的な道徳的共同体」を念頭におきつつ、常備軍の廃止と共和国による国家連合 紀の伝統的国際法秩序の戦争の合法化の下で生まれ、その行き着く先に相当するといえるかも知れない。)カントは よう。(また少し先走っていえば、後述するように今日の超大国の単独行動主義がこれを意味するとすれば、 なるから、伝統的国際法も終焉することになろう。国際秩序は帝国の国内秩序の地理的延長 でしかなく、 る主権国家の併存関係を前提としている。そのため、唯一の国家のみが主権国家とすれば他国 (経済的基盤からの要請)、そのための軍事力の行使を主権の最も重要な属性とみなしていた。伝統的国際法は、 文明国、 国民国家、「帝国」は主権国家であり、その中でもとくに強国は必然的に領土拡大などの膨張政策をとり かかる征服や戦争の結果「帝国」が確立すればもはや国際法の基盤たる主権国家併存関係が存在しなく (域外適用)とみなされ (実体) は征服の対象 一九世 かか

ち 争は平和的解決が可能であるとしても最終的に武力によりつまり戦争により解決されることを国際法秩序が認めてい 体ないしアクターの位置づけがなされた。 ンド会社の時代) た、植民地大国間で一定の奴隷取引の規制などがなされた。なお、国家ではない私的団体である私掠船の利用 て民主主義(および人権尊重)の方向を志向したが対外的には、領土取得や経済の発展のために植民地を獲得し、 次のようにいうことができよう。その国際法の主体は、 大国が弱国に征服戦争あるいは人道的干渉を行なった。これを阻止するためにはいわゆる勢力均衡政策がとられ、 本主義の発達により支えられていた。このような国際社会構造の下で、主権国家は内 文明国)のみで、かかる(国民) かかる国際法が機能する国際社会は主権国家間の併存関係からなり、重商主義から商業資本主義、 一七世紀中頃から二〇当初にいたる伝統的国際法の時代の国際秩序とその背景にある国際社会の構造は からその廃止(一八五六年パリ宣言)、海賊の「人類の敵」としての刑事的規制といった非国家主 国家は経済的・軍事的力をもち ヴァッテルのいう如く自由・平等・独立の主権国家 (富国強兵)、戦争の権利をもつ。 (国内政治) では国民国家とし さらに産業資 国家間の紛 (すなわ (東イ 強 ま

一 二〇世紀は「戦争の世紀」の意味---国連体制と冷戦

ソ連の誕生、さらに委任統治制度がとられてもA式委任統治地域の独立の動きがあり、 く現実化したともいわれた。 このような伝統的国際法の時代は、その結果である世界戦争(といってももっぱらヨーロッパが主戦場)をもたら 戦後の世界には政府間国際政治機構としての国際連盟が設立され、 連盟体制下でもなお西欧諸国 (資本主義) カントの国家連合の構想が二〇世紀にようや 中心の文明国間体制は続いたが、社会主義国 しかも、 戦争開始国の責任と

無視したユートピアとして揶揄した。 ある。このような「新しい国際法」の展開は、ドイツのヴェルサイユ体制破棄、日本の連盟脱退を機に頓挫するかに 構造変化が始まった。その下で、 処罰の体制 であった。これはある意味では冒頭に述べた国際法実証主義批判でもある。 のリアリストの論拠は、 ない限り)主権国家(強大国)によって守られない、つまり戦争禁止条約は実効性がないと批判されたのである。そ 係において みえた。事実、 が実定法として登場する。連盟規約から一九二四年ジュネーブ議定書、さらに一九二八年不戦条約への展開で (武) 力の行使を一片の国家間約束 (連盟規約や不戦条約) で禁止しても、 (ヴェルサイユ体制-当時のリアリストは、 法 (の有効性) 「新しい国際法」が表明され、なによりも戦争の制限・禁止(4) 一懲罰的損害賠償と前ドイツ皇帝の戦争犯罪)がつくられたことから、 事実、主権国家は存続しているのであり、一九世紀には認められていた国際関 カントの構想を現実化した連盟およびその下の「新しい国際法」を国家の力を の根拠は政治にあり、 国家の力のみが法を守らせることができるというもの (連盟が超国家的権力をもた (および、 そのための 国際社会の

次にみなければならない。 こともできよう。では、 た国際法諸原則は、 時の国際社会の主権国家の圧倒的多数)がこれに署名・批准し国連のメンバーとなったのである。 を負う個人を戦争犯罪人として現実に処罰した。そして、連盟規約に似た国連憲章を同大戦末に連合国五一カ国 約あるいは慣習国際法の観点から、 しかし、第二次世界大戦とその後の国際刑事裁判(ニュルンベルク裁判や東京裁判)の現実は、連盟規約、 連盟期の 国連期の現代国際法の特徴とその背景となる国際社会の構造転換を、国際秩序の観点から、 国連憲章の具現する国際法原則として最も基本的なものは、 「新しい国際法」を反省を踏まえてさらに発展させたもので、これを現代国際法と呼ぶ 枢軸国の開始した戦争を侵略戦争とみなし、 かつ、「新しい国際法」違反に責任 国際秩序の観点からみれば、 国連憲章の具現し 不戦条 **(当**

た。 挙されているが、一九七〇年国連二五周年の総会でコンセンサス採択された友好関係原則宣言(国連総会決議二六二 わち国際の平和と安全の維持のための集団安全保障体制(憲章二条四項、七章、友好関係宣言第一原則)も確立され 平和秩序 際法諸原則の内容は二〇世紀後半の国連期の現代国際法を示すものと考えられる。そこから引き出される国際秩序は は国連総会決議であるにもかかわらず、当時の実定国際法とみなされてきた。したがって、この宣言に表明された国 されていた時期)の国際社会の状況を踏まえてより明確にかつ詳しくしたものである。そのため、友好関係原則宣言 主体の観点からみれば、人民の同権および自決の原則、および主権平等の原則である。これらは、憲章一、二条に列 づく現代国際法秩序は、 国際紛争の平和的解決の原則、それと裏腹の関係にある戦争(武力紛争)禁止原則と考えられる。これらの原則に基 (巛))は一九四五年に具現されたこれら原則の内容を、当時(つまり、冷戦期ではあるが、米ソ平和共存が喧伝 (憲章二条三項、六章、友好関係宣言第二原則) であり、それを破壊する戦争の禁止 (否定) の体制、すな 伝統的国際法の時代のいわゆる無差別戦争観からの根本的転換を意味している。さらに、法(16)

連とくに安保理の権限は国連憲章上国家の主権平等に反して国家に上位する論理構造をもつ。国家間条約でつくられ 約で個人は主体たりうるかの問題はなお残されている) 民主主義)、しかし、非国家アクターの主体性は認めず(一九四九年ジュネーブ諸条約共通三条)(なお、人権関係条 止、不干渉原則)、国家について抽象(しかし、文明国)から具体へ(憲章のいう「平和愛好国」あるいは自決権 た国際機構の国家合意に基づくのではない権力という構造は、戦争禁止原則の要である集団安全保障に係わるもので ところで、このような現代国際法(国連システム)の構造――主権平等は変わらず、むしろそれを実現化 ――における国家中心主義は基本的に変わないが、他方、国 (戦争禁

この集団的自衛権同盟関係こそ冷戦期の国際秩序を裏から支えるものと考えられた。 ある。ここに戦争と平和に関する国際秩序の特徴・性格が表れている。つまり、現代国際法の構造は基本的に主権国 家併存であるが、 その場合、 集団的自衛権 国連安保理が上位権力をもつ、しかし、それもかなり不安定で、拒否権による機能麻痺はおこりう (憲章五一条)の「同盟」条約に基づいて、「平和の破壊」を許容することにもなる。

保理決定構造) 問が提起され、とくに原爆の登場以来、(核)軍縮が国連内外で中心的課題とされた。これは、「世界民」の願いでも 現代国際法構造は二一世紀の国際秩序としてなお維持されうるかどうか。または、それに代わる新しい国際秩序が創 の「誰が二条四項を殺したか」)、軍縮の合意もできない以上、現代国際法の基本原則は実効性をもたないと批判する。 国際法の時代から数世紀を経て、国連体制下(主権平等原則下の戦争禁止と集団的安全保障を指導理念とする国連安 造される必要に迫られているか。時代区分の観点からみて、ウェストファリア体制下(主権国家併存構造) もっとも、 から将来の世代を救い」とある)、自衛であれ、集団安全保障であれ、武力行使の被害から、その法認にはつねに疑 〇年以降の国際社会の秩序構造としてなお引き続き妥当していくかどうか。つまり、国連憲章システムを中心とする (憲章前文に「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害 では、二〇世紀後半の右のような現代国際法の論理構造と現実的機能は、 しかし、他方で、戦争禁止規範は存続し、その背景に二度の世界大戦での人民被害の巨大さが自覚されている以上 「戦争の世紀」である二○世紀は、逆に戦争経験に基づく戦争禁止と軍縮要請の時代であったともいえる。 リアリストからみれば、力に基づいてしか法は守られない以上、武力紛争は相次ぎ(トーマス・フランク の現代国際法の時代から、さらに新しい国際社会構造下の新・現代国際法の時代に入るという巨視的 ポスト冷戦期に入った二〇世紀最後の一 の伝統的

的 ださざるを得ないものか。二〇世紀後半の現代国際法 理)、国際立法 開されてきた反テロ戦争(テロとの闘い)という現象であろう。 知れない。後者とすれば、国際社会の法の新しい時代区分を必要とすることになろう。 ならば(つまり、「国家の死滅」への方向にあるとすれば)、もはや国際法とは呼ばず、世界法と呼ぶ方がよいのかも YやICTR、さらにICC)という国際(世界)機構的問題を提起してきた。また、国際法の構造や性格について 歴史的展開を二一世紀の国際社会は始めているとみなしうるのかどうか。すでに現代国際法の展開は国際執行 の生成の前提となる国際社会の構造変化が生じているのか。二〇世紀末から二一世紀にかけて国際社会の構造に、そ いる(国家中心主義)。その秩序は国際法秩序と呼びうるが、二一世紀の国際社会がもし国家中心主義ではなくなる してきた。これらの議論は、現代国際法の「発展」ないし「延長」上でなされうるものか、新しい国際法概念を生み (在り方)について検討する入口に辿り着いたようである。 (侵略戦争を含む) の概念、 グロ 法源論(一般国際法を生むための一般多数国間条約や慣習法論)、jus cogens と erga omnes の議論、 国際秩序に大きな影響を与えているのは、九・一一に象徴されるテロリズムとそれに対抗するものとして展 ーバリゼーションの現象も注目される。ここでようやく、最初に問題提起した二一世紀の国際秩序の方向性 (国際法委員会(ILC)や総会)、国際司法(国際司法裁判所(ICJ)や国際刑事裁判所 法主体(国家性)の問題、個人、民族の概念、NGOなど多元的主体の問題などを提起 (国連法)はなお主権国家併存 ほかにも、たとえば環境破壊の問題、 (主権平等) かかる国際法ないしは世界法 関係を基礎にして (とくに経済 国際犯罪 Î C T (安保

上述の国際法の時代区分をも踏まえて、近未来に考えうる国際秩序の基本的モデルを整理すると、大きく分けて三

つのものが考えられる。

その意味でも「在るべき」秩序として提起されうるものである。 般政治国際機構の設立による国際秩序である。三つは、世界政府(世界連邦政府)モデルとも呼ぶことができるもの 初の二つのモデルは、世界史の中ですでに現実に存在してきたのに対して、最後のモデルはまだ存在したことはなく、 あった。二つは、国際組織(とくに国連)モデルとも呼びうるもので、二度の世界大戦後の国際連盟、 で、究極的には世界国家ないし世界政府の樹立による戦争のない世界法秩序をつくりあげようとするものである。最 ように一七―八世紀の国家系以来第一次世界大戦に至るまでヨーロッパの国際秩序をつくりあげた基礎となるもので つは、ウェストファリア・モデルとも称しうるもので、主権独立国家併存システムである。これは、すでに見た 国連という一

国際秩序を今日考え、予測することは恐らくほとんど意味がないともいえるが、近未来の国際秩序がそれ以後の人類 が実現に近いか、また、より適切かという観点から簡単に比較検討してみたい。なお、二一世紀の近未来以後の未来 ぞれのモデルの特徴(長短所)を簡単に整理しつつ、現在とつながる二一世紀の近未来の国際秩序としてどのモデル 武力行使全面禁止といった原則に基づく国際秩序は二二世紀以後の人類の生存を保障するためには必要なものであろ の生存をも保障するものでなければならないから、たとえば地球環境保全、核兵器など大量破壊の残虐兵器の禁止や これら三モデルそれぞれの問題をHOWとWHYの観点からここで詳細に論ずることはできない。ここでは、それ

う。その意味で、二二世紀以後の未来秩序の在り方をも念頭において、二一世紀の近未来秩序の在り方を考えるべき

(1)ウェストファリア・モデル――グローバリゼーションと「帝国」「覇権国家」問題

がある 秩序の下で国際社会の平和は必ずしも保障されず、戦争およびその手段である軍備は法認されていた。伝統的国際法 ばその国が他国を併合するなどして)もはや主権国家ではないことになろう。しかし、同時に、主権国家は国民を守 うに、近代主権国家、いいかえると国民国家は、歴史的にも理論的にも経済と軍事を独占して国民の生活と安全を保 る主権国家併存の構造に基づく国際秩序はすでに見た伝統的国際法に表わされており、そこでは主権国家が軍隊を保 りかつ富を増やすために、とくに近隣国家との関係でできれば軍事的手段で他国を支配し覇権を競う行動に出る性向 障するための権力機構であり、一七世紀ヨーロッパにおいてかかる国民国家が併存して成立したことからもわかるよ は国家体制 会構造が二一世紀も維持されていくかどうかが第一の条件となろう。そして、国際社会の構成単位としての主権国家 べきであろうか。これを考えるにあたっては、このモデルの基盤となる主権国家(Nation-State)併存という国際社 国民国家が多数存在することによって主権国家である必要があるのであり、一国しか国家がなければ(たとえ (植民地化)。 ウェストファリア・モデルは二一世紀の国際秩序の基礎として適切であるかどうか、また維持・発展される (主権の所在) の如何を問わず、二一世紀において解体していくとは今のところ予測されない。 他国との紛争を解決するために、戦争や軍事行動に訴えることを(実定法上)許容した。 (明治期の日本の富国強兵というスローガンは近代文明国が当然に目指すものとされた。) かか 伝統的国 前述のよ

は、 このモデル下のもう一つの原則、 た国際秩序)は「在るべきもの」として認めてはならないことは、世界の圧倒的多数の人々の声 においても戦争を許容する国際秩序(さらには、主権国家の力 そして、国連憲章自身、 決の原則に基づき、 おいても国家の主権平等の原則は規定されており、とくにかつての植民地・従属地域から独立を達成した国々は、 もっとも、 サーの役割 間で維持すれば、 いわゆる勢力均衡という安全保障方式が現実に機能していたからである。つまり、武力を中心とする力の均衡を国家 もかかわらず、この時代にヨーロッパという伝統的国際法発祥の地において、戦争がそれぼど目立たなかったのは、 ストファリア・モデルの基盤にある伝統的国際法の中心的原則 平和の国際法と戦争の国際法の二元的構造をもち、この意味で平和秩序と戦争秩序が併存する関係にあった。に 今後の国際社会において、ウェストファリア・モデルはなお維持されるべきかどうか。一方で、国連憲章に 英国は産業革命を経て貿易を拡大するという経済的観点からも、 (他の強国の中で弱い側と同盟条約を結んで戦争の場合には援助を約束するなどして)を果たしていた。 いわば抑止力が働いて戦争に至らないとするもので、当時世界の海洋を支配していた英国がパラン なおかかるモデルの基礎にある国家の主権平等の原則を主張してきた。他方で、これらの国々は 国際紛争平和的解決の原則とならんで戦争禁止原則をおいた。したがって、現在すでにウェ すなわち戦争の自由 (その結果、軍事干渉や人道的干渉が行われる) を非難する。 (軍事のみならず経済力などの諸々の力)を背景とし (戦争の自由)は否定されている。そして、二一世紀 この政策は国益にそうものであった。 (国際世論) になっ 自

測できない限り)存続するのであり(なお、 他方で、主権国家併存構造自体は主権国家の存続を肯定する限り 国家以外の法主体の生成と国際社会のメンバー化は今後も進展するであ (逆に、すべての主権国家の解体という現象が予

ているといってよい。「世界民」もこの後衛に位置するものである。

ろうが、それらの非国家主体は国家と同じ主権性を有するとは想定されない)、主権平等原則は維持されねばならな いことになろう。これは、次の国連秩序モデルを検討する際に問題となろう。

くなったというのである。 ⁽²²⁾ 多くの社会では、経済的現象を通して国内と国外という区別が行いにくくなり各国社会が相互に連鎖するという認識 則を緩和した多くの国家は、 今日の現象は、非植民地化が完了し世界的に主権国家体制が確立した後に経済的交流が急速に増大したいう点で、八 が生まれた。一九世紀後半の現象と比較すると、そこでは帝国主義の下、多くの植民地が存在していたのに対して、 各国の資本の自由化政策を契機とする資本移動の急増がもたらした金融市場の一本化、多国籍企業の活動などにより、 ている。一九八○年代以降国際関係においてよく使われるようになった「グローバリゼーション」は、冷戦終結後 〇年代以降の状況は歴史的にみて新しい現象といえよう。国境を超えた急速な資本の流れが生じたため、資本移動規 政治・軍事の分野でも急速に進展している。その結果、国家の役割の変化やグローバル・ガバナンスの問題を提起し 「資本の急増により超領域的な各国の社会的相互作用が急速に発展した状態」と定義している。八〇年代半ば以降、 しかるに、現代の世界におけるいわゆるグローバリゼーションは、「世界市場」としての経済の分野のみならず、 先進国、途上国を問わず、国際的な市場と国内政治との相剋の問題に対応せざるをえな

心の従来の国際関係に変容を迫っているかどうかが問われている。この変化の結果、主権国家の自立性の低下や国家 の衰退が生じ、国家自体が機能不全に陥っていることから、国際政治において国家以外の主体(アクター)に政治的 このグローバリゼーションの現象が国際関係に新たな構造変化をもたらしつつあるか、言い換えれば、主権国家中

バル・ エミは、 な統治の権力が生まれつつあることが注目されている。 グローバリゼーションの現象に対する国際法学からのアプローチはまだ緒に付いたばかりともいえるが、コスケニ レベルの国連やWTO、地域レベルのOECD、G7などがとくに冷戦の終結後その活動に拍車をかけている。(②) ILC研究グル ープ報告書(の「一般的結論」)において、 また、 国家以外の主体として、国際制度があげられ、 グローバリゼーションが国際法のフラグメン

テーション化を促進してきたことを次のように述べている。

より、 たびたび特別規則および規則システムもまた政府間協力を通じて、そしてとくに(特別の)政府間機構の援助に ことへと向かう。これは、指導的アクターによる期待をつくり出す行為形式または標準的解決の採用または他 別の目的と必要を不十分にしか考慮に入れていない一方で、国内法はネットワークのトランスナショナルな性質 える生活と専門家協力の分野であり、かつ、伝統的国際法による規制が困難なものである。国際法がそれらの特 もつ国際法のレジームの出現である。(それらは)各ネットワークの必要と利益のために仕立てられるが、外部 よび規則の調和を通じて、たとえば、契約形式または責任規則の標準化の増大を通じて、達成される。しかし、 ものによりコピーされたそれらの採用を通じて、時々非公式に生ずる。ときには協力は国内的または地域的法お のために不十分である」(par. 481)。「その結果、ネットワークは、自らの規則および規則システムを発達させる 「グローバ 現れる。 リゼーションの一つの側面は、 人権、外交、通信、医学、犯罪防止、エネルギー生産、安全保障、土着の協力等-その結果は、多数国間条約と国際機構の行為、特別の条約および慣習パターンにそれらの基礎を グローバルな拡がりをもった技術的に特別の協力ネットワーク ―という国境を超 貿

(par. 483) としている。 の世界をほとんど考慮に入れないのである」(par. 482)。「これが国際法のフラグメンテーションについての関心 の背景である。すなわち、相互にはっきりした関係をもたない特別規則および規則システムの出現である」

平等原則は危機に陥っているとも見られる。 は、強国の ず者国家」、「破綻国家」、「テロ支援国家」のレッテルを貼られた諸国 ションにより影響を受ける主体――の登場をもたらす側面がある。後者の側面に関連しては、次に見る第二、第三モ は衰退をもたらす側面と国際秩序形成への多様なアクター——国際機構、個人、企業、NGOなどグローバリゼー(36) 与の現象と考えれば、それが今後の国際秩序の形成に影響を及ぼすことは避けえないと思われる。第一のウェスト て、批判されるべきかどうか――を問わず、ここでは現代世界において不可避的または不可逆的なものとして、、所 は存続するとはいえよう。しかし、主権国家の弱体化の傾向は、現在においてもすでに見られる。たとえば、「なら デルのところで検討するが、第一モデルとの関係でいえば、グローバリゼーション下においてもなお多数の主権国家 ファリア・モデルとの関係でいえば、グローバリゼーションは国家間国際秩序の基礎をなす主権国家の弱体化ないし いずれにしても、グローバリゼーションの現象は、それが望ましいかどうか――逆に、不平等をもたらすものとし (人道的) 干渉の対象とみなされつつある。そのために、第一モデルの国際秩序の基礎とされてきた主権 (民主主義化の不十分な専制制度下の途上国)

(unilateralism) が現れてきている。ここでいう一国主義的行動とは、現行の国際法秩序に従わない(とくに軍事的) (その結果でありまたはその原因であるともいえるが) 特定の主権国家の「帝国」化と一国主義的行動

化を目指しているともいえる。これは、一九世紀のヨーロッパ強国(とくに英、仏)による戦争(力行使)の結果と テム」とも呼ばれている。言い換えれば、主権平等な国家の併存に基づく国際秩序ではなく、一超大国の秩序の世界(窓) ど)に入ることを拒否する態度を指している。冷戦終結後の湾岸戦争やコソボ紛争、とくに二一世紀冒頭の九・一一 政策決定あるいはかかる秩序(たとえば環境規制条約(京都議定書)や国際刑事裁判所設立条約(ローマ規程)な テロ事件以後のアフガン、イラク戦争は、なかでも米国の一国行動主義による軍事力行使の形をとった。このような 冷戦後の単極構造は、米国一国の「帝国」化、あるいは、山本吉宣の言葉によれば(インフォーマルな)「帝国シス しての植民地化、征服化や勢力圏確保(英帝国、さらには独帝国(広域国家)の例)の現代化であるかどうかが問わ

えばイスラム民族を統合する原理を持ち合わせていない。(むしろ、とくにブッシュ政権の下で「文明の衝突」的政 策を行ってきた。)とすれば、米国は二一世紀においてグローバリゼーション下においても、他の諸国を米国に包含 られるが、外国を支配下におく場合、一国行動主義による(米軍による)占領統治を越えず(イラクをみよ)、たと から、帝国たりえないということになるのか。合衆国たる米国内では連邦憲法や州憲法でかかる統合原理をもつと見 し統合する「帝国」たりえないともみられよう。 これについては、アンナ・アーレントの見るごとく、米国は、国民国家である限り、多民族の統合原理をもたない(38)

れることになろう。

秩序ないし世界秩序化は、グローバリゼーションを背景に生み出されてきたものであるとしても、主権国家併存 ウェストファリア・モデルの基本である主権平等原則を切り崩すことになる。 いずれにしても、一超大国の「覇権(ヘゲモニー)」、言い換えれば、かかる帝国化ないし帝国システムによる国際(②)

(2) 国際組織 (国連) モデル

改革の議論において、この点はどのように検討されてきたかを順次見ながら、国連モデルの将来性を(その問題性と 序の本質ないし基本的特徴はなにか、その 序としてなお妥当し、かつ、維持され、さらには、発展されるべきものかどうかがここで問われる。そこで、国連秩 う条約によって設立され、そこに憲章の目的や原則として国際秩序の基本原則が挙げられており、 ともに)検討したい。 がその国際秩序の維持・回復にあたるという構造になっている。これを国連秩序と呼べば、これが二一世紀の国際秩 国際連盟や国連が一般政治国際組織として、国際秩序の要の役割を果たすために設立された。国連は、 ここで国際組織とは政府間 (国家間) 国際組織を指し、それは国家間の条約で設立されるものである。 (秩序) 維持のための国連の構造および機能は何か、最後に、最近の国連 国連および加盟国 国連憲章とい 具体的には

求められるべきであろう。 初連盟国となりえず、さらに日本やドイツが連盟から脱退したこと、つまり諸国とくに主要国の非協力的な態度にも 止できなかった。その原因は、集団安全保障体制の不十分さにもあるが、そもそも連盟に米国が参加せず、 および集団安全保障 の一般政治国際機構として設立されたもので、第一に戦争禁止を目指すものであり(前文)、そのための軍縮(八条) 国連の先駆としての国際連盟は、 し、この平和機構は充分に機能せず、 国際組織モデルの起源は、 (一六条) に関する規定をおいていた。その意味で平和を目的とする国際機構なのである。 前述したカントの国家連合の設立 第一次世界大戦後、 戦間期のわずか二〇年ほどで活動を事実上停止し、第二次世界大戦の勃発を阻 ヴェルサイユ平和条約の一環として連盟規約により史上初めて (および常備軍の廃止) の構想にあるとも見られる。 ソ連も当 しか

安全に対して主要な責任を負う(二四条)ことになった。そのため、 る場である総会のほか、一一カ国(現在は一五カ国、うち五カ国は常任理事国)からなる安保理が特に国際の平和と と第七章が定められた。 項)とより完全な戦争禁止原則 持・回復を国連の第一の目的として規定し(一条一項)、連盟規約にはなかった国際紛争の平和的解決原則(二条三 失敗の原因や同世界大戦勃発の原因が十分斟酌されたことは疑いない。その結果、憲章には、 国連は第二次世界大戦中に米国のイニシアチブで新国際機構として設立されたが、 主要機関としてもすべての加盟国が平等な立場で憲章に係わるすべての問題について討議す (二条四項)とが国連の原則として入れられ、これらの原則をより具体化した第六章 第六章と第七章は主に安保理の活動する事項で 国連憲章起草過程において連盟 国際の平和と安全の維

あるが、とくに第七章は専ら安保理の権限を定めた規定である。

は、 壊又は侵略行為」の存在を決定し、ならびに、国際の平和または安全を維持または回復するために、勧告をし、また がすべての国 ける安保理の権限を裏付けている。安保理の三九条に基づく決定により、 権限をもつ機関となった。憲章二条四項の国際関係における武力による威嚇または武力行使の禁止原則が三九条にお (完全な)ものとなっている。少し敷衍すると、第七章の冒頭三九条には、安保理は「平和に対する脅威、 (かかる集団安全保障の制裁措置がとれない場合またはとられるまでの間、(集団的) 自衛に訴えることは、憲章五 第七章は集団安全保障体制を定めたもので、規定上は連盟規約と世界大戦の苦い経験を考慮に入れてより進んだ この規定により、 四一条 (非軍事的措置)または四二条 (国連加盟国) 安保理は に命じられ、 (全会一致による勧告権限しかもたなかった連盟理事会と比較して) きわめて強大な 対象国 (軍事的措置)に従っていかなる措置をとるかを決定すると定められてい (国連加盟国として) もその制裁措置を受忍しなければならない。 非軍事的または軍事的制裁措置をとること 平和 の破

むしろこのシステムの限界を裏側から示しているのである。 条に定められた条件の下で許容されてはいるが、かかる自衛権の行使は集団安全保障システムの枠外の行動であり、

対象とする決議は採択される見込みがないことである。 権をもつことから、 もっともこの国連モデルにも欠陥ないし不十分さはいくつも見出される。なかでも、安保理の五常任理事国が拒否 かかる決定にかなり大きな政治裁量が働き、とくにこれら五国(およびそれらの同盟国) を制裁

足後間もなく、 をかかえているからこそ、第二次世界大戦での原子爆弾使用とその威力や被害の実態が明らかになるにつれ、国連発 を核兵器国が維持する限り、その同盟国への核兵器配備さえ禁止していない)、逆に、NPTシステムはこれらの国 る動きであるので、少し後に言及したい。 の核兵器による核抑止論を是認しているとさえ思われる。国連の集団安全保障のいわば限界として、このような問題 決定されることはほとんど考えられない。国連システムとは独立した条約ながら、実際上国連システムに包摂されて た世界連邦の樹立による核戦争の阻止を目指したのである。これは国際組織モデルではなく、世界政府モデルに属す いるとも見られる核拡散防止条約(NPT)も五核兵器国の核兵器の即時廃絶を求めておらず(核兵器使用の決定権 しかも、五常任理事国はすべて核兵器保有国であり、これらの国の核兵器による威嚇 使用 (第一撃戦略の帰結) でさえ、安保理決議により平和に対する脅威ないし平和の破壊または侵略行為と 米国やヨーロッパで、さらに日本でもいわゆる世界連邦運動が起こり、国家主権の廃止や国連を超え (核抑止論の帰結) やその

安保理の民主化が必要であり、二一世紀の平和秩序としての国連システムを考える場合、この ところで、上の問題を解決するためには、 安保理の常任理事国の拒否権を廃止するとか理事国の構成を変えるなど (国際組織) モデルの

は、 国連の集団安全保障システムが核兵器国の同盟国に対しても制裁を課すという形で機能したことを示している。同時 この決議は北朝鮮による脱退の即時撤回を要求しかつすべての核兵器および核計画の放棄を決定している。これは、 点を回避した例として注目されるだろう。この決議一七一八(二〇〇六)は、核兵器国(この場合は中国) 憲章六章の規定が適用されたことにもなろう。つまり、二一世紀に入っても国際紛争の平和的解決のための憲章秩序 利用が組み合わされて初めて、 障システムの限界と紛争の平和的解決のための諸手段(なかでも交渉は当初からある最も古い手段の一つである)の 地帯化をも促していることである。このことは、たとえ集団安全保障システムの下で制裁が実施されてもそれで問題 ゆる六者協議の当事国である米、中、 を決定した。 章三九条の規定に従い)「国際の平和と安全に対する脅威」と決定して、北朝鮮に対する非軍事的制裁措置 当事国間の交渉その他の平和的解決手段に依らなければならないことを示している。言い換えれば、 注意すべきことは、この決議の内容が経済制裁一辺倒ではなく、関係当事国すなわち北朝鮮と他の関係国 ここでは北朝鮮の核実験や核武装が阻止され、 憲章第六章三三条に列挙された紛争の平和的解決の方法の一つであり、したがって、国際の平和秩序としての (非核兵器国)(この場合は北朝鮮)による核実験の実施(ないし大量破壊兵器の拡散)といった事態を 最近の北朝鮮の「核実験」に対する安保理の制裁決議の採択は、現行の国連システムにおいても、上述の欠 なお、 北朝鮮は、NPTからの脱退を表明しており、その核実験がNPT違反かどうかは疑わしいが、 真の紛争解決が実現しうるということが、この決議で明らかにされた。交渉という手 韓国、日本、ロシア)との協議 非核化が実現すること――が円滑に解決するわけではなく、 (交渉)を勧め、ひいては朝鮮半島の非核兵器 集団安全保 (四一条 の 結局 急

が妥当していることが、この決議を通じて明らかにされたということもできよう。

おり、 考えられ、とくに、国連憲章の目的や原則を定めた諸規範および安保理の拘束力ある決議は、jus cogens 規範と抵触 erga omnes 規範、国連憲章規範のような上位規範ないし優位規範の登場によって、国際法は序列体系を確立したと からも、二一世紀の国際秩序の中心に国連憲章(システム)が位置づけられている。それによれば、jus cogens、(31) うるものと解釈せねばならないだろう。 する仕方で自衛権規範は解釈されねばならない。 することはないと見られる。なかでも、戦争禁止規範は、侵略の禁止という表現で jus cogens の筆頭にあげられて 前述したILCにおける「国際法のフラグメンテーション」の研究グループ報告書(コスケニエミ報告書) 国連憲章二条四項に具現されている。自衛権も憲章規範であるが jus cogens ではなく、戦争禁止規範と両立 つまり、自衛権は戦争禁止規範が破られた事態の場合にのみ行使し の結論

や違反が目立つ傾向にある。この傾向が長期化すれば、それは国連秩序に対する挑戦とも受け取られる現象といえるや違反が目立つ傾向にある。この傾向が長期化すれば、それは国連秩序に対する挑戦とも受け取られる現象といえる る。ただ、人権規範の実現は各国家 れねばならず、その実効性は各国の政策に左右されがちである。そして、とくに九・一一後の反テロ戦争ないしは が採択されてきた。これらは戦争禁止規範とならぶ人権規範として国連法秩序の中枢的な位置を占めているともいえ 総会決議二一七(Ⅲ))、さらに国際人権規約(一九六六年)および特定の人権を対象としたいくつかの人権関係条約 本的自由の尊重がうたわれている(憲章第一条三項)。この目的を具現したものとして、世界人権宣言(一九四八年 「テロとの闘い」というスローガンの下で、多くの国とくに人権先進国といわれている国において人権規範の不適用 なお、付言すれば、国連の目的の一つに、 (領域ないし管轄)内で(国際人権法の直接適用ないしは国内法を通じて)なさ 人種、 性、言語または宗教による差別なくすべての者のための人権と基

かも知れない。つまり、先にみた「帝国」のテロ防止やテロリスト処罰のための対テロ国内法が人権規範に優位する 可能性は否定できない。 ては、それらの国のイニシアチブで「反テロ戦争」のためのいわゆる「覇権的(ヘゲモニー)国際法」が形成される 関係が現れていることである。これを通じて、「帝国」のヘゲモニーの下で各国にテロ防止国内法がつくられ、 ひい

の国連の最も強力な機関である安保理の決議を通じて覇権(ヘゲモニー)が行使されると言われている。つまり、一の国連の最も強力な機関である安保理の決議を通じて覇権(ヘゲモニー)が行使されると言われている。つまり、一 安保理決議による国際立法は少数者 五カ国という少数国からなる安保理の決議(決定)を通じて、すべての国を拘束する国際立法行為がなされるとすれ ステムにおいて最も強力な しかし、やや逆説的に聞こえるが、最近若干の学者により用いられている「覇権的」国際法という言葉は、 主権平等に反する方法で、言い換えればいわゆる民主主義に反する方法で国際法秩序が形成されることになる。 (諸)国家に優位性を与える規範創造のパターンを指すものであり、国際システムとして _ (国 のガバナンスを表しているともみられることである。 国際シ

(3) 世界政府モデル

最後に、二一世紀に考えうる第三のモデルとして世界政府モデルについて検討しておきたい。

支配した時代にあっても、 ここでは考慮外としてもヨーロッパにおける近代国家システム(貁) 世界政府モデルないし超国家秩序の構築の構想について歴史的に遡ってみると、ヨーロッパ中世の世界秩序構想は 超国家秩序ないし世界国家 (政府)秩序が構想されていたことは周知の通りである。 (国家系)の成立以来、ウェストファリア・モデルが

しかし、ここでは、前述したように第二次世界大戦後の世界連邦運動後の動き、ついで、グローバリゼンション下

||一世紀国際秩序の模索

における世界秩序(グローバル・ガバナンス)や世界議会の構想、国連のミレニアムに際しての(国連改革の一環と しての)世界議会の提案等について、二一世紀におけるその実現の可能性という観点から若干の批評を加えるに留め

ないというのである。国連の集団的安全保障も国家主権(武力)を基礎としているため、根本的欠陥があるとみなさ 述したように原子爆弾の出現により、次の戦争を防ぐためには、紛争を平和的に処理しうる世界政府を設けるほかは に詳しく紹介されかつその問題性が適切に指摘されているので、ここでは、この問題に深入りしない。要するに、前 世界連邦運動については、田畑茂二郎の記念すべき著作『世界政府の思想』(岩波書店、一九五〇(昭和二五)年)

あるという報告を、多数の意見によって可決した。」 (空) 関として世界立法会議を設け、これに、原子爆弾その他強力兵器の管理のための法律を制定する権限を与えるべきで のとなっているとして、「戦争を防ぐに足るだけの権力をもった制限的世界連邦政府を樹立し、この政府の主たる機 当時(一九四五年一〇月)、米国における世界政府運動のダブリン会議において、国際連合がもはや時代遅れのも

見出すことができなかった。国家主権から棘をとり除くことが刻下の急務である。」― も拘らず、われらすべてが主権に関する現在の考えを削減する以外に、原子力に対して世界を安全ならしめる方途を スと化した。……「私は原子爆弾が長崎に炸裂する前後を通じ、原子力について深く思いを致したが、懸命の努力に いてイーデン元外相の質問演説――科学上の発見が相次いで起こる毎に主権に関する旧来の観念はいよいよナンセン また、当時、英国の議会でも世界政府ないし世界法の問題が議論に上った。一九四五年一一月二二日、 ―に対するベヴィンの答弁は

世界の人民が、世界の人民の運命をあずかる主権者を選ぶ、といった世界法に代る必要がある。」(④) 度または憲法を審議するために会合する希望をもっている。……国際法という言葉は国家間の対立を前提している。 次のように世界政府を肯定したものであった。「私は、……平和という限られた目的をもつ世界議会のための選挙制 を背景とする法によってとって代わられなければならない。世界裁判所がそれを解釈し、 世界法によって、つまり、先例によって作られ、 国家の合意の基礎の上に立つ法ではなく、 世界警察がそれを強制し、 世界の道義の力

四年ニ限リ投票ニ依テ列国代ル々々之ヲ担当スルガ好カラウ」とある。(4) 際紛議ノ予防ト決裁ダケヲ担当セシメ其ノ他ノ職務ハ総テ列国ノ自治ニー任シタク思フ又中央政府首脳部ノ任期ハ三、 邦建設ニ関スル決議案」を提出していた。この決議(文)中には、世界連邦の「組織及職権等ハ理由書ニ説ケルガ如 ク其ノ道ノ権威者ヲシテ立案セシムベキダガ本員ノ私見ニ依レバ全世界ノ独立国ヲ網羅シテ一種ノ中央政府ヲ設ケ国 しかし、英国より少し後に、日本の国会においても、 尾崎行雄が一九四五 (昭和二〇) 年一二月一〇日に 「世界連

の国際法は、各国の絶対主権を大前提として認められている。そして、その立法の根底には、 の制度と結びつかねばならない。第一に、いかなる国も従わなければならない世界法がつくられねばならない。 ても、各国、とくに核大国が、利己主義のため、自由に力を行使することを制限しなければならない。現在はわずか 国家の絶対主権を認めたままで、連合体をつくっているからである。世界平和を実現するためには、まず、なんとし なお、その後(日本国憲法制定後)、日本の世界連邦運動を推進した一人の湯川秀樹は「核時代から世界連邦時代 国際世論の力によって、その暴走をおさえているにすぎない。国際世論の力がもっと強力になるためには、 一九六九年?) (45) の最後の二節で次のように述べている。「国際連合が無力である根本の理由は、各 戦争容認がある。 現在 _ つ

法は、 平和がおとずれてくることになろう。」。(46) 諸機構を整備してこれがうごきだせば、もう一国や二国が謀叛しようとしても何ともならなくなり、おのずと永久の を開いて世界連邦の元首を選出し、つぎに世界連邦議会を招集して全人類の意見をこれに反映させ、もろもろの連邦 とし、「現存の平和機構の中心である国際連合を世界連邦にきりかえ、すべての国をこれに加盟させ、 考にすれば、今日の世界を一つにする世界社会の構成、世界新秩序の実現は、必ずしも困難ではないとおもわれる。」 ころか、世界連邦によって、はじめて平和憲法の理想が現実のものになるのである。」また、下中弥三郎『世界連邦』 すでに憲法第九条によって戦争を放棄している。従って、いつでも世界連邦に参加できる用意ができている。それど に強制しようというのである。これが世界連邦構想の中の最も原理的に重要なポイントである。ところが、わが国は (元々社、一九五四 各国の主権の重要な一部を制限したうえに成りたつものである。そして、国家を越えた機関が、世界法を各国 (昭和二九)年)によれば、「アメリカ合衆国(八連邦)の経験と日本国の明治維新の経験とを参 世界連邦議会

開していない。 が提起されたのである。しかし、この世界連邦論では、いかにして世界連邦をつくるかというHOWの議論は十分展 権国家のもつ核兵器による平和は永続しえないという確信(核抑止論批判)があった。なぜ世界連邦かというWH 当時の日本におけるこのような世界連邦論の背景にはヒロシマ・ナガサキの経験に基づく核戦争の脅威、つまり主

るもので、前文において、次のように述べている。 その中で、当時の世界連邦運動の集大成ともいえる世界憲法シカゴ草案(一九四八年)は、前文と四七カ条からな(タイ)

全地球上の人民は、「平和と正義とは興亡を共にし、不正と戦争とは民族国家の相争う無政府状態と不可分な関係

点で意見の一致をみた」とし、各国政府は、「個々に分離せる各自の主権を正義に基づく世界政府の中に委譲し、各 において生まれるものであり、 国の兵器をこれに引渡し、今ここに制定するこの憲法をもって世界連邦共和国の盟約並びに基本法を定めることに決 従って民族国家の時代は終わりを告げ、 人類の時代が始まらなければならないという

定したのである。」これはWHYの問題にあたる。

までにはならなかった。 時さまざまな機会に議論の対象とされたものの、それに留まり、冷戦下の諸国や国連の中で実現化の動きを引き出す 民官および世界法」、「保安院」の項目に分けて、条文化して規定している。つまり、世界連邦共和国をいかにつくる び法律違反への干渉、 には基本的人権の根底をなす諸原則が列挙されているほか、「人間の生存に必要欠くべからざる四大要素、 かというHOWの問題に取り組んでいるのである。また、草案前文中に、「義務と権利との宣言」が入れられ、そこ 本文においては、「世界政府の機能」--諸国家間の暴力手段に訴えることの禁止、世界平和と世界正義に影響を及ぼすごとき、国家内の暴力行為およ エネルギーは、 が含まれる(一条)――、「連邦会議、大統領、立法機関」、「大審院および最高裁判所」、「護 人類の共同の財産である」といった、時代を先取りした表現もある。しかし、この草案は、当 -世界政府の管轄事項として、平和を維持すること、構成単位間の紛争に 土地、

それから半世紀後、とくにグローバリゼーション化の時代を迎えて、改めて世界秩序(グローバル・ガバナンス)

についての研究もなされてきた。

が今世紀(二〇世紀) フォークの『未来世界の研究』(一九七五年)(49) 末までに世界秩序を強化するための包括的な諸提案を示しているとし、これらの提案は一九九 は、そこにおいて論じる世界秩序モデル計画 (WOMP/USA)

維持 ば、意味あるものと考えられる。意味あるユートピアの陳列から、一つの優先モデルがその望ましさと達成可能性に VとVの観点がとくに重要とされる。 基づいて最も有望と思われるモデルとして定義される。一つの優先世界のモデルは特別のかつ明示の価値優先に照ら 社会的・経済的福利の最大化(Ⅵ)、基本的人権および政治的正義の条件の実現化(Ⅵ)、および、環境的質の修復と は世界秩序の積極的モデルを示すもので、もしその表明が「移行」諸提案およびそれを現実化する諸戦略を含むなら 〇年代までに実現されうる「意味あるユートピア」のデザインに焦点をあわせるものであるとする。このユートピア して特定化されるのであり、これらの優先は四つの中心的価値-(資源保存を含む)(Ⅵ)──の促進および実質的実現と結びついている。これら四つの中心的価値の中でも、 ――すなわち、大規模な集団的暴力の最小化 $\widehat{\mathbf{V}}_{1}$

性を減らすために責任を担うからである。相互抑止――いずれの敵対者からも戦争開始を防止する意味で-嚇の準備の除去および戦闘それ自体の除去を強調しなければならない。なぜなら、 相互抑止を平和な世界のための基礎とすることには次の点から不満がある。すなわち、一.抑止システムの失敗の結 安全保障の軍事的概念から警察(または少なくとも準軍事的)概念への転換を含み、これを達成するためには、 出すものである。 国の間で核平和の見通しを増大させかつ世界大戦のような大規模かつ一般共同体戦争を減じるといわれる。 の諸制度が軍事的能力を実質的に奪われる一方で、 はさまざまの側面をもつが、国家安全保障の基礎として暴力と戦争に頼ることをより小さくしかつ紛争の解決を引き (大規模な集団的暴力の最小化)については、より平和な世界秩序のよりよいシステムを意味する。平和の思想 戦争システムへの依存を減らすことは、信頼しうる代替メカニズムの発達を含む。とくに、それは 中心的諸制度が警察能力を備えることになろう。戦争と戦争の威 戦略兵器競争は大規模戦争の可能 ――は最強 国家

戦争システムの役割を減じ、かつ世界の主要国における国家安全保障装置を解体する」ことに向けての進歩をもたら 情報作戦および政治的好戦性に対する抑止の脆弱性を表すものである。要するに、国家安全保障のために政府の軍事 とともにヘゲモニーとコンドミニウムに関係する。なぜならこの上に基礎付けられる安全保障は安定性の増大に必ず 求めるだろう。核抑止の信頼性はその条件が本質的に安定していないから、変化する。要するに、核抑止は安全保障 果は回復不能なほどの破滅的規模の核戦争となるだろう。二.主たる競争国米ソは相互抑止を超える軍事能力を必ず あるから、核時代に許しえないものである。優先モデルのための運動の第一のかつ中心的優先は「国際生活における 能力に依拠することは余りにも危険であり、余りにも高価であり、あまりにも脆弱であり、そして、余りにも厳格で しも導かず、ダイナミックな競争を含むことになるからである。「恐怖の微妙なバランス」という言葉は技術刷新、

核破滅が今日(一九七五年)と一九九〇年代の間に起こらないだろうと想定している。しかし、この想定は一連の破 する必要を強調したが、主要国政府が戦争システムを放棄しかつ安全保障の追求を集権化するより大きな意思を引き 再編の努力は、 えなかった。第二次世界大戦末のヒロシマとナガサキの原子攻撃から、国連は少し変えられた形式で連盟経験を実行 た。ところで、 る危険および一般住民全体の相互壊滅の脅威の否定的効果が現代の世界秩序危機を決定的に深めかつそれに晒してき 滅防止政策としての相互抑止への信頼またはその支持が含まれることを意図していないという。核破滅のそれとわか フォークのこのような安全保障観は、先にみた湯川秀樹の核抑止論批判に通じるものである。ただ、フォークは、 連盟と国連は、 国際的経験として無視はできないが、大国に対する平和強制に必要な能力または政治的装置を確保し 国際事項の急激な再編成の受入れを目的とした核以前の情勢の産物であった。 かかる

ている。

出さなかった。 最終的に、核破滅の危険は未確定の将来にわたり存続するだろう社会的事実として留まっているとみ

社会における)の相互作用の結果である。とくに、海洋と大気の回復できない汚染が世界気候における変化を生み出 することにより世界秩序変化のための場を構築することが重要と思われる。その結果、 テムは世界的レベルでの無責任な環境政策を奨励している。そのため、生態学的(エコロジカル)アジェンダを強調 可能性がグローバルな危険の意味を強化する。この可能性は人口の増加と経済成長(とくにヨーロッパと北米の産業 九九〇年代の優先世界のための中心的目的を強調しかつ移行過程の間の急激な変化のための主張を具体化するため また、V4 何十年か先に資源の決定的不足を生み出し、地球上での人類の生存を不可能にすることが予見される。国家シス (環境的質の修復と維持)に関していえば、核破滅の危険とは全く別のものであるけれども、環境破 生態的および核アジェンダは

めに、 ける中心的指針の増強された能力 P諸価値の実現へのコミットメントと両立しうる。 定の世界秩序解決を引き出すものでもない。世界政府および無政府主義(アナキズム)はどちらも理論的には くの型をもちうる。 ところで、優先世界は前述した四つのWOMP諸価値の実質的実現を促進することをめざすという条件の下で、多 W MP/USA提案における中心的指針システムのデザインに優先性を与えるという。 かかる制約は、WOMP諸価値の統一された解釈を含むものではなく、また、構造上なんらか特 (強制的権威におけるある増大を含む)に向けた作業の重要性を示唆する。このた 同時に、近未来の世界秩序の潜在的可能性の評価は世界事項にお W O M

しかし、中心的指針システムは「世界政府」解決に至ることが必要なわけではないことに注意せねばならない。

心的指針は、とくにWOM 化された能力を含む。 核危機と生態危機の両方は安全保障と環境マネージメントのより中心化されたシステムに向 P諸価値に密接に関連した事項について、 政策形成、 政策調整および政策実行のための統

いているように思われる。

になる。 ための組織的中心としての国家は消滅する必要はないとみる。主な諸政府がWOMP諸価値に従ってその行為を条件 性と脆弱性は移行努力を促すのである。とくに先進国の間での国家主権の意義を減殺することである。政治的生活の づける限り、多くの非政府的アクターは世界共同体優先の保護を確保する能力をもったものとして現れるだろう。そ ルに対して優先するだろう。それゆえ、中央的指針システムの形成は世界事項における主権国家の役割を減じること して、民衆的グローバル・アイデンティティーと忠誠の新しいシンボルは人類の大きな部分のために国家的なシンボ しかるに、国家主権はこれらの事項分野の合理的マネージメイントを妨害する。主権に基づく国家システムの厳密

型:強化された国家システム、第2典型:世界政府のシステム、第3典型:権力/権威の地域主義連結体、 げた後、新しい世界秩序のデザインとして、世界秩序システムの主要なタイプを九つあげている。それらは、 型:権力/権威の機能主義連結体、 リア論理と国連憲章論理のほか、 く権力/権威連結体、 そこでいよいよHOWの問題に入ろう。フォークは、現代世界(秩序)システムの構成要素として、ウェストファ 第7典型:権力/権威のコンドミニウム連結体、 超国家主義論理(すなわち、漸進的機能主義)、トランスナショナリズム論理をあ 第5典型:権力/権威の世界帝国連結体、第6典型:主要アクターの協調に基づ 第8典型:F;権力/権威の小国連結体、 第 4 第1典

9典型:無政府的権力/権威連結体である。

界議会と世界安全保障システムについて、次のように述べている。 ている。優先モデルは地域レベルと世界レベルでの機能的機関の設立に由来する。世界秩序優先モデルの中でも、世 界秩序解決も、一つのシステムが他のシステムに急にとってかわるものとして今世紀(二〇世紀)に現れるとは信じ ないとしている。しかし、改革への漸進的アプローチは不十分なものとして拒否し、優先モデルの構造と特徴を示し あげるが、世界政府は必ずしも望ましいわけではないとする。そして、諸典型について結論的にいえば、いかなる世 そのうち、「世界政府のシステム」(第二典型)は、四つのタイプ(タイプA、タイプB、タイプC、タイプD)を

所に訴えられうる。もし世界議会が迅速な実施を要求しかつそう命じるならば、世界政治組織は、 つ間、それを有効なものとみなす。 勧告を行うことができる。世界議会の決定はその三部会のいずれかの一〇代表のイニシアチブで再審のため世界裁判 形成機関となろう。それは、三部会(各々二〇〇人の代表)の各々において五分の四の多数決により世界基準 ンダード)を決定し、かつ、拘束力ある決定を行う。それは、三つの部会の三分の二の投票で、決定とは区別された 世界議会は、前述した四つのWOMP価値の促進のための特別の責任をもった、世界システムにおける主要な政策 司法的再審査を待 (スタ

界政治組織の総合的権力・権威連合に位置づけられた活動によって取り扱われねばならない。世界安全保障システム はSの戦争防止目的を補強しかつ平和維持の偶然的失敗の場合にのみ行動するために必要とされる。世界安保軍の任 の部長から構成される。中央委員会は戦争防止に直接関係する活動を調整することに努める。国際暴力の原因は、世 全保障システム中央委員会は構成執行組織、すなわち、世界安保軍、世界軍縮部および世界苦情処理システムの三人 世界安全保障システムについていえば、ここに集められた組織的実体は大規模暴力の最小化に力点をおく。 世界安

認められるならば他のミッションを行いうる。世界安保軍は軍隊よりもむしろ警察力として活動するだろう。 はまた、世界議会または要人理事会(事務総長と三部会の各々からの七人の代表で構成される)における投票により 所に平和部隊を投入することであり、軍縮義務の強制的実施は世界軍縮部により検証されねばならない。 務は起こりうるすべての事情の下で国際平和を維持することにある。その機能は骨のおれる境界または他の厄介な場 世界安保軍

至らなかったものの、二一世紀に入って実現の移行過程に入ったとみられるかどうか。 別のアプロ る。この議会(ヨーロッパ議会を参照)は勧告権限をもつ。この総会の設立は、条約締結手続によるものではない。 加の形態について、その総会は、国連の場合とは異なり、 なるグローバル市民社会のグローバルな民主主義的フォーラムをつくることを提案している。それによれば、 バリゼーションの時代より以前にはユートピアとみられていた市民参加の問題をとりあげ、NGOやNPOなどから ものではあるが、いかにかかる議会を設立するかというHOWの問題はなお残されたままで、模索の過程にあるとい ことに向かうもので、 の主要テーマに基づくものである。この世界議会の構想は、 いう方法もある。要するに、世界(グローバル)議会の構想は、冷戦後のグローバリゼーションと民主主義化の二つ 口 1 フォークとシュトラウスは、二〇〇一年に発表した「グローバルな議会に向けて」と題する論文において、(51) 上のようなフォークの世界秩序計画の構想は、核危機と生態系危機の状況において一九九〇年代にはなお実現には バルな普通市民に直接由来し、国家が同意した法(つまり条約?)によってのみ拘束されるという考えを拒否す ーチとして、 世界政府モデルに接近する構想である。その意味で、世界議会の発想はWHYの問題に応える 組織委員会が総会設立条約案テキストをつくり、 国家 主権国家併存構造からNGOなど個人主体を組織化する (代表) から構成されるものではなく、 市民社会が諸国に署名するよう説得すると その権威はグ グロ 市民参

えよう。

要があげられている。(53) されてきた。その中には、 最近では、二一世紀を迎えるミレニウム宣言を踏まえて、その実現のためにいくつかの国連事務総長報告書が提出 国連改革として、とくに国連総会への市民社会の声を反映する方法等についての研究の必

会からなくなることはないだろう。唯一考えうるのは、一超大国が世界帝国化して、他のすべての主権国家を(武) 立場をとることであろう。従って、 続けるか、国家以外の(非国家的)法主体をも認めるかの点であり、第一、第二モデルは前者を第三モデルは後者の 時期に国際秩序は三モデルのうちいずれを取り込む方向に展開するであろうか。もっとも、すでに見たように、三モ しかし、この消滅は予想できない。(つまり、 原則として認められている。三モデルの間の相違点として注目されるのは、主権国家を国際社会の法主体として認め の域外適用や覇権国家化を通じて「覇権的国際法」秩序を形成し、第三(世界法)モデルに接近することになろう。 家併存秩序モデルは長い歴史をもつが、このモデル下でのグローバリゼーションによる「帝国」の出現はその国内法 デルは互いに排他的なものでは必ずしもなく、相互に関連性を有していることに注意しなければならない。第一の国 以上、三つのモデルの特徴と実現可能性を見てみたが、「世界民」ならどれを選ぶだろうか。二一世紀の相当早い 第一モデル下の国家の主権平等原則は、戦争廃止のための第二モデル、すなわち、国連モデルにおいても基本 むすびにかえて――二一世紀国際秩序の行方 問題は二一世紀において主権国家が消滅に向かうどうかにかかっているといえる。 特定国家の消滅は (以前と同様) ありうるが、主権国家体制が国際社

いは、 なお近未来に予測できる段階にはない。 まり国際機構モデルが実現への可能性が高く、第三モデル、つまり世界政府モデルは国連のミレニアム宣言やフォ を備えてはいるが、ベトナム戦争での「敗北」やイラク戦争でのもたつきなどをみても分かるように、 力で(あるいは条約により「同盟」関係を築いて)従属させていく場合であり、現実に今日の米国は若干帝国の性格 クの新世界秩序構想について、とくに移行過程としてのグローバル議会の構想の実現に向けての動きがあるとはいえ、 るとは予測できない。)主権国家が存続してもある程度変質し(主権の相対化)、主権の一部を国際機構に委ね、 主権国家以外に非国家法主体を国家間の合意(条約)により認める傾向にはある。 したがって、第二モデルつ 世界帝国化す

るとさえいいうる。 (54) 界)裁判所がすでに国際社会に存在することである。これらを勘案すれば、 関与してきており、さらに、国際社会における個人の重大な国際犯罪に対する刑事責任を追及する国際(または世 形式をとりながらも、関連NGOなど市民社会を代表する非国家アクターがかかる「国際立法」の過程や適用過程で れかつ国家を超えた権力機構 家のみならず個人の国際犯罪概念の承認) ただ、第三モデルの可能性が全くないわけではなく、一方で国際法の質的展開、jus cogens や国際公益の承認 (国際刑事司法機関)による国際秩序ないし世界秩序の形成と執行が可能になりつつあ が進んでいること、他方で、 国連の 国際機構や国家 (安保理) 決議や国家間の条約という (の合意) によりつくら (国

どこまでも続くとも知れないトンネルの奥に向かってとぼとぼ歩み続ける。 ユートピアだと囃し始めた。彼らの嘲笑を背に感じながら、「世界民」はそれでも暗闇の彼方に一筋の光りを求めて、 このような二一世紀国際秩序の行方に首をかしげる「世界民」をみて、リアリストや法実証主義者たちがこれも

- $\widehat{1}$ 書店、二〇〇四年)第二章「世界民の思想」参照。 場から』生活社、一九四五年。なお、広川禎秀『恒藤恭の思想史的研究 恒藤恭『国際法及び国際問題』(弘文堂書房、大正一一(一九二一)年)所収の「世界民の愉楽と悲哀」、同『世界民の立 戦後民主主義・平和主義を準備した思想』(大月
- 2 ヘーゲル『法の哲学』(論創社、一九八三年)序、一一頁。加藤新平『新版法思想史』勁草書房、一九七三年。
- 4 3 じたのである。しかし、「在る」ものへの信頼と依存の背後で、人々にとって「在るべからざる」ものが肥大化していった。 かったのである。また、当時の資本主義発展期において、たとえば労働者の貧困といった「在るべからざるもの」に目を閉 三島淑臣『法思想史』青林書林新社、一九八〇年。当時のヨーロッパの時代的風潮の中で、「在るべきもの」に用はな 竹下賢『法実証主義の功罪――ドイツ法思想の現代史――』ナカニシヤ出版、一九九五年。
- の新展開」山手治之・香西茂編集代表『国際社会の法構造:その歴史と現状』東信堂、二〇〇三年参照。 Prosper Weil, "Le droit international en quête de son identité," RdC, Tome 237 (1992-VI)). 藤田久一 「国際法の法源論
- 6 des grands principes du droit des gens, 1923, 独語では、Holtzendorff und Rivier, Handbuch des Völkerrechts, Vol. 1, 1885; relations internationales, Vols. 1-14, 1850-61; Ernest Nys, Les origines du droit international, 1894,; R.Redslob, Histoire coby, The Development of International Law, 1928,; C. van Vollenhoven, De iure pacis (The Law of Peace), 1932, 445' *juste*, Presses Universitaires de France, 1983, ; Emmanuelle Jouannet, *Emer De Vattel et l' émergence doctrinale du droit* Verosta, Regionen und Perioden der Geschichte des Völkerrechts, 1979, 30 Osterr, Zeitshcrift für öffentliches Rechts 1. 😂 🛱 Arthur Wegner, Geschichte des Völkerrechts, 1936,; Georg Stadtmüller, Geschichte des Völker Rechts, 1951,; Stephen Arthur Nussbaum, A Concise History of the Law of Nations, 1947, 仏語では、F. Laurent, Histoire du droit des gens et des るのは、英語では、Thomas Alfred Walker, A History of the Law of Nations, 1899,; Sir Geoffrey Butler and Simon Mac-Michael Byers, Walter de Gruyter, Berlin/New York, 2000. がある。 international classique, Pédone, 1998,; Wilhelm G.Grewe, The Epochs of International Law, Translated and revised by 国際法史・学説史を取り扱った通史ともいえる研究がこれまでなかったわけでは勿論ない。この分野で最もよく挙げられ 国際法学説史として注目されているものに、たとえば、Peter Haggenmacher, Grotius et la doctrine de la guerre
- Emer de Vattel, Le Droit des Gens ou Principes de la Loi Naturelle Appliqués à la Conduite et aux Affaires des Nations

t des Souverains, 1758.

- Vol. II, 1884, pp. 186-189
- (9) 万国国際法学会(Institut de Droit International)の議論について、藤田久一「東洋諸国への国際法の適用 ——一九世紀
- 10 最もよく表れた時期であった。藤田久一「戦争法から人道法へ― 経て漸く「条約改正」が実現した。時期的には一九世紀末から二〇世紀始めにかけてであり、伝統的国際法の特徴や性格が 国際法の性格 一○○年 第一○巻 安全保障』(三省堂、二○○一年)参照。 幕末開国した日本の場合、不平等条約の締結後、文明開化から法典編纂、日清戦争での軍事力と戦争法遵守能力の誇示を ――」関西大学法学部百周年記念論文集『法と政治の理論と現実』(上巻)(有斐閣、一九八七年)所収を参照、 -戦間期日本の「実行」」国際法学会編『日本と国際法の
- (11) ヘーゲル、前掲。
- 12 2006, pp. 39-89 les nations: Et non par la guerre, à la manière des sauvages," Journal of the History of International Law, Vol. 8, No. 1, カント(髙坂正顕訳)「永遠平和のために」岩波書店。Bruno Arcidiacono, "Kant et l'avènement de l'état de droit entre
- <u>13</u> ヘーゲル、前掲。柄谷行人『世界共和国へ──資本=ネーション=国家を超えて』岩波書店、二○○六年二一九頁。
- 14 Nicolas Politis, Les Nouvelles Tendances du Droit International, Hachette, Paris, 1927 参照。
- 15 E・Hカー著(井上茂訳)『危機の二十年 国際関係研究序説』岩波書店、一九五二年。
- (16) 石本泰雄『国際法の構造転換』有信堂、一九九八年。
- 祖川武夫論文集『国際法と戦争違法化 その論理構造と歴史性』(編集代表 小田滋、石本泰雄)信山社、二〇〇四年一
- 18 64, No. 5, Oct. 1970, pp. 809-803; Louis Henkin, "The Reports of the Death of Article 2(4) Are Greatly Exaggerated," AJIL, Vol. 65, No. 3, July 1971, pp. 544-548 Thomas M. Franck, "Who killed Article 2/4 or: Changing Norms Governing the Use of Force by States," AJIL, Vol
- ILCは「国際法の法典化と漸進的発達」のための作業を行う国連総会の補助機関である。その作業の中心は、過去の国

ると思われる。 秩序の構造や性質を明らかにするものでもある。その意味で、今議論されている国連改革の検討にも繫がっている問題であ を探るものでもある。言い換えれば、これは二一世紀の国際社会、国連システムが維持・発展するための基礎となる国際法 て文書化するものになりつつある。これは、国連が国際社会を代表する機関として国際立法を行うということよりも、 Cは「国際法の構造や性格」の研究に力を入れ、研究の結果をまとめた研究報告書を出し、あるいはせいぜい「原則」とし からのスクリーンがかけられるため、「在るべきもの」が条文に入ることはかなり困難であろう。)それよりも、最近 連総会第六委員会や本会議での審議を経て初めて条約案となりうるわけであるから、各条文案について国家中心主義的指向 がはっきりと区別できない場合が多いのはそのためでもある。(また、ILC条文案は、国連加盟国政府の代表からなる国 照。)なお「漸進的発達」は「在るべきもの」の探究にも繋がるが、おそらく「在るもの」の延長としてすでに「在るもの」 種の国際立法への指向性をもつ。(藤田久一「国際立法について」関西大学法学論集三六巻三・四・五号八一九八六年)参 国際社会の構造、つまり国連システム下での国際法秩序の在り方を模索するもの、その意味で(二一世紀の)「在るべき法」 になりつつあるものを条文化する作業を指していると思われる。ILCの作成する特定の条文について法典化と漸進的発達 家実行や国際判例の分析、つまり「在るもの」の検討を中心に、そこから法則を見い出し条文化する作業である。これは

置づけを問うもので、単に過去の例 秩序の論理構造と現実的機能の双方からの分析を経てはじめて「在るべき国際法」体系が引き出されうることになろう。 は国家中心主義的思考から国連の責任や個人の法益保護の問題に重点を移行させる作業でもある。また、「武力行使の条約 に対する影響」は、国連憲章下で平時一元化された国際法構造においてなお生じている武力紛争時の国際法とくに条約の位 ILCの最近のトピックの中で、「国際機構の責任」や「外交的保護」については条文化の作業を行っているが、これら (国家実行や判例) を収集分析することから結論が引き出されるものではなく、

書(A/CN. 4/L/702)によれば、「フラグメンテーションが「自然的」発展であるとすれば(事実、国際法はそれに参加し Commission Finalized by Martti Koskeniemi, A/CN. 4/L. 682, 13 April 2006) arising from the Diversification and Expansion of International Law, Report of the Study Group of the International Law を予測するためにきわめて興味深いものである。コスケニエミの報告書(Fragmentation of International law:Difficulties また、「国際法のフラグメンテーション」は、国際法の構造と性質の問題を直接取り扱い、二一世紀の国際法秩序の展開 およびそれに続くILC研究グループ報告

のすべて(および最も重要なもののすべて)を統一する一つの側面は、それらが条約法から拘束力を要求しかつ関係アク 理されうる枠組みをもつことが望ましいということにある。この枠組みは条約法条約により提供される。実際に新レジーム ローバリゼーションの現象の下でフラグメンテーションが不可避であるとはいえ、それが法職業的やり方で評価されかつ管 のてづるである」(par. 11) と考えられる。フラグメンテーションに関するILCの作業の正当化は、今日の国際社会のグ 明国によって認められた法の一般原則」によって発達し続けてきた。多くの条約が一般国際法規則を反映し、また逆に、条 析する特権的立場にある (par. 12.) とされる。 みを提供することを意味する。条約法条約を準備した機関としてILCはこの観点から国際法のフラグメンテーションを分 ターによって条約法によりカバーされるものと理解されることである。これは条約法条約がこれらの発達のための統一枠組 約の一定規定が一般国際法の中に入るという事実は、そのシステムの活力と共働および(国際)法状況における統一のため た国内法システムの多様性によりすでに相対的に「フラグメンテッド」されている)、同じくつねに対抗するもの、すなわ 反対方向に導く同様に自然の過程がある。たとえば、一般国際法は一九六九年ウィーン条約法条約、慣習法および「文

や性格に直接かかわるものとして次のものを拾い上げておきたい。 この研究グループの作業の結論として、四二項目が列挙されている。その中、ここで検討している国際法秩序の基本構造

- 他の規則および原則との関係においておよびそれらの背景に対して解釈されねばならない。法システムとして、国際法 はかかる規範の任意の蒐集ではない。それらの間に有意味な関係がある。規範はかくしてより高い序列レベルとより低 総則、① 「法システムとしての国際法」 国際法は法システムである。その規則および原則、すなわち、その規範は 序列レベルにおいて存在しうるのであり、それらの定式化はより高いまたはより低い一般性と特殊性を含みうるので かつ、それらの有効性はより早いまたはより遅い時点に遡りうる。
- 2.「特別法は一般法を破る」の原則
- 5.特別(自己完結的)レジーム
- 3.相次ぐ規範間の抵触、
- 四 「後法は前法を破る」
- 6.国際法における序列:Jus cogens, erga omnes な義務、国連憲章一○三条:

- (31)使用の合法性、勧告的意見 *ICJ Reports 199*6, para. 79.) として、名指しする。 道の基本的考慮」(コルフ海峡事件 ムにおける上位の位置または特別の地位を享有する。これは時々いくつかの規範を「基本的なもの」として、または「人 国際法規範間の序列関係。国際法のいくつかの規則は他の規則より一層重要であり、かつ、この理由で、国際法システ *ICJ Reports 1949, p. 22.)* または「国際法の犯しえない原則」(核兵器の威嚇または
- 受入れのために他の規則より上位ににありうる。これは条約法条約五三条の国際法の強行規範の場合である。 規則の内容による認められた序列関係:Jus cogens. 国際法の一規則がその内容の重要性ならびにその優位性の普遍的
- (33) jus cogens の内容、jus cogens 規範の最も頻繁に援用される例は、侵略の禁止、奴隷化と奴隷取引、ジェノサイド、
- (34)種差別、アパルトヘイトと拷問の禁止、ならびに武力紛争に適用しうる国際人道法の基本規則、および自決権である。 条約規定により認められた序列関係:国連憲章一〇三条。国際法規則は条約規定により他の規則より上位にあることが

できる。これは国連憲章一〇三条の場合である。

- (35)にも及ぶ。いくつかの憲章規定の性格、 は相反する慣習国際法に優位しうる。 憲章一〇三条の範囲、一〇三条の範囲は憲章の諸条文のみならず安保理のような国連諸機関によりなされた拘束的決定 憲章の憲法的性格および国家と国連諸機関の確立した実行からすれば、
- (36)り特別の性格を享有することが認められる。 国連憲章の地位、国連憲章自体そのいくつかの規範、とくにその原則と目的の基本的性質、およびその普遍的受諾によ
- (37)利益をもつものとされうる。 の義務、の場合である。これらの規則はすべての国家に関係し、かつ、すべての国家はそこに含まれる権利の保護に法的 遍的範囲により特別の地位を享有する。これは erga omnes な義務、すなわち、全体としての国際社会に向けられた国家 全体としての国際社会に対して負う義務を特定化する規則:erga omnes な義務、いくつかの義務はそれらの適用の普
- 義務、ならびに、世界共有財産(グローバル・コモンズ)に関するいくつかの義務の場合である。 国際法の強行規範によって確立されるわけではない。たとえば、「人の基本的権利に関する原則と規則」の下での若干の べての義務が erga omnes 義務の性格をもつ一方で、その逆は必ずしも真実ではない。すべての erga omnes 義務が一般 jus cogens 規範と erga omnes 義務の間の関係、上の結論③で言及されたように、jus cogens 規範により確立されたす

- (40)cogensとして取り扱われてきた国連の原則と目的に従って行動しなければならない。 範と憲章義務との間の抵触は考えることが難しい。いかなる場合にも、憲章二四条二項に従って、安保理は、その後 jus jus cogens と国連憲章下の義務との関係、国連憲章は諸国により普遍的に受入れられてきた、かくして、jus cogens
- (b) jus cogens 規範および憲章一〇三条の運用と効果、@ jus cogens 規範と抵触する規則はそのこと自体で無効である。 憲章一○三条と抵触する規則はかかる抵触の結果としてかつかかる抵触の範囲で適用されなくなる
- (42)方法で解釈されねばならない。これが不可能な場合、上位規範が優位する。 の節で言及した序列的上位規範の一つと国際法の他の規範の間の抵触の場合に、後者は、可能な範囲で、 序列と調和原則、国際法規則間の抵触は、上の結論④で規定したように、調和原則に従って解決されねばならない。こ 前者と相いれる

に位置するものとみられ、これと抵触する国際法規範は無効とみなされねばならないことになる。したがって、現代国際法 う表現で jus cogens の筆頭に挙げられており、国連憲章二条四項に具現されている。これは現代国際法構造の序列の頂点 位置づけられる。なかでも、注目すべきは、現代国際法の基本的規範(の一つ)とされる戦争禁止規範は、侵略の禁止とい 範および安保理の拘束力ある決議は、jus cogens 規範と抵触することはなく、諸国の結ぶ諸条約や慣習法に優位するものと 位規範の登場によって、国際法は秩序(序列)体系を確立したと考えられる。とくに、国連憲章の目的や原則を定めた諸規 としての性格を維持するとされてきた。ここでは、強行規範、erga omnes 規範、国連憲章規範のような上位規範ないし優 も)任意法の性格をもつとされ、単に、「後法優先の原則」や「特別法は一般法を破る」の原則により、辛ろうじて法体系 法システム(体系)をなしており、それは序列体系であることを意味している。(伝統的国際法は、すべて(条約も慣習法 秩序は平和秩序をなしている。 以上にあげた、研究グループ報告書の結論(項目)から、二一世紀の国際秩序の中心に位置するべき国際法の規範構造と とくに国連憲章(システム)の位置づけを読み取ることができる。つまり、国際法は単なる諸規範の累積ではなく、

めているという見方がある。しかし、上の「結論」項目から読み取れるのは、現代国際法上、戦争禁止規範は jus cogens であるのに対して、自衛権 しかし、 ただ、国連憲章においても自衛権が認められているから、自衛戦争は合法であり、平和秩序が破られることを憲章自身認 自衛権も憲章規範であり、 (規範) はそうではなく、もし後者が前者と抵触すれば、後者は無効とみなされることになる。 かつ、jus cogens 規範と憲章規範が抵触することは考えられないとすれば、 両者を調和

争となることを意味している。従って、侵略戦争は現代国際法、とくに国連憲章上違法かつ犯罪とみなされるから、 禁止規範が破られた事態の場合にのみ行使しうる、つまり、侵略(戦争)の対象とされた場合のみ行使しうると解釈せねば 釈されねばならない。従って、戦争禁止規範と両立する仕方で自衛権規範を解釈せねばならない。つまり、 維持に必要な措置」をとるまでの間に限られる。 対して侵略被害国が自衛権を行使することも可能であるが、国連憲章によれば、その場合も国連が「国際の平和及び安全の のではない。この場合、自衛権行使の対象国が侵略戦争を行うのではないならば、逆に自衛の戦争が自衛権行使国の侵略戦 ならないだろう。そうではなく、国家に固有の権利としての自衛権を行使する自衛の戦争は現代国際法上合法とみなされる の原則に従って解決せねばならず、その場合も、上位規範とそのでない規範の抵触の場合には上位規範と両立する仕方で解

国の この場合なされえないことになろう。このような手続きにより侵略戦争に制裁措置をとることが国連憲章の秩序体系であり、 措置は憲章第七章に定められている。七章三九条では、安保理が「平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為」の存在を ることが必要であろう。これは、国際秩序の実現という観点からみるとき、国連改革 機能しているとは言いがたい。その原因を探り、 この秩序体系のが国連期とくに冷戦期にほとんど現実に機能しなかった。また、ポスト冷戦期の二一世紀に入っても充分に しかも、これは現代国際法の秩序体系の中心を占めるものである。従って、平和秩序としてのかかる国際法構造は二一世紀 えば、軍事同盟条約(集団自衛条約)で、侵略国に対する集団的自衛権の行使(この条約の相手締約国に対する義務) る)非軍事的強制措置または軍事的強制措置をとることを決定するのである。この安保理の決定(安保理決議による)は、 決定し、かつ、「国際の平和及び安全を維持し又は回復するために」(これこそ憲章一条一項に定める国連の第一の目的であ 行為に対する国際社会全体による)制裁(処罰)措置として予定されているのである。そして、かかる国連の集団安全保障 の国際秩序として維持され、かつ展開されることが望ましいし、かつ、その方向が予測されうるものである。但し、 全ての国連加盟国を拘束する(憲章二五条)。憲章一〇三条から、この決議は加盟国の条約上の義務よりも優先する。 この場合、つまり、侵略戦争一 において取り上げるべき最重要な事項であるといえる。 (暫定的) 自衛措置 (対抗措置と位置づけられよう)よりむしろ国連の措置(集団安全保障措置)こそが(違法・犯罪 −憲章の文言では二条四項の「武力による威嚇または武力行使」−−−に対して、その被害 国連という機構上および機能を憲章規範の実効性という観点から再検討す (国際法規範としての憲章改正を含

- 状態は歴史的には、一六世紀に西欧で始まった近代国家と資本主義経済が、全地球をその国家間=国際社会と世界市場の中 こと、すなわち、国家から国際組織、地方政府への権限の委譲とNGOや多国籍企業への権威の移動が起こっているとする。 制限されてきたかどうかという議論である。この議論は、グローバリゼーションにより政治権力の配置に変化が生じている に包み込むに至った段階の特色である」という。国際政治学の観点からは、グローバリゼーションの進展により国家主権が 武者小路公秀(『人間安全保障論序説-――グローバル・ファシズムに抗して』国際書院、一五頁)によれば「このような
- 21 古城佳子「グローバリゼーションの何が問題か――国際政治における理論的課題――」世界法年報二四号(二〇〇五年)、
- $\widehat{22}$ (supraterritorialization) である。最初の二側面は以前から国際関係にみられる現象だが、コミュニケーション、組織、貿 展が著しいとする。古城、前掲より。 によれば、グローバリゼーションには国境との関係で三つの側面がある、すなわち、国際化、 ハ m ミ ト (Jan Anrt Scholte, "Global Capitalism and the State," International Affairs, Vol. 73 (July 1997), pp. 427-452.) エコロジー、意識における超領域化の進展は、一九五○年以降発展した新しい現象であり、とくに近年、その進 自由化、 超領域化
- つつあり、国際制度への関心が高まっていること、グローバリゼーションがもたらす配分的影響について敏感な発展途上国 が必ずしも一致しないという認識を生み出したこと、国際経済秩序の安定に関わる公共財の供給は一国だけでは困難になり ゼーションが国際政治に変化をもらしていることも事実である。その変化として、経済の自由化の進展と国際秩序の安定と リゼーショシは国家を中心とする国際システムの構造そのものを変化させているとまではいえない。しかし、グローバリ やNGOの活動を活発化させていることがあげられる。 まとめとして(古城、前掲、一八頁。)、グローバリゼーションは国家が以前に果たしてきた役割を変更させているとして 依然として国際関係に影響を及ぼす政策を決定する主要な主体であることに変わりはない。この点において、グローバ

リゼーションが国際関係におけるガヴァナンスの権力を国家以外の主体に配置するように機能しているのであれば、リアリ 際法の一〇〇年』(三省堂、二〇〇一年)第七巻、一ー二七頁。)第二に、グローバル・ガヴァナンスのあり方を検討するこ ズムに代表される従来の国家中心的アプローチは修正されねばならない。(山本「プライベート・レジーム試論」『日本と国 山本吉宣によれば、グローバリゼーションが国際政治にもたらした変容が提起する理論的課題として、第一に、グロー

る発展途上国と非国家的主体は、ガヴァナンスから影響を受ける者が決定過程に参加することができないという、いわゆる 加し多様な主体が参加するにつれて、国際政治学にとって従来以上に重要な問題となっている。) 能性を高める。国際社会における正統性の問題と国際制度の形成との関係をどのように調整するかは、交渉への参加国が増 とが重要な課題となる。少なくとも国際制度を中心とする多様な主体による国際秩序形成が今後の国際関係では期待されて し、多様な主体が国際制度の形成に参加することは、形成過程を複雑化させ制度形成についての交渉の時間を長期化する可 いる。第三に、国際社会におけるガヴァナンスの決定過程の正当性を検討する必要がある。国際制度形成への参加を要求す 「民主主義の赤字」の解消を掲げている。多様な主体を国際制度形成に参加させることは国際制度の正統性を高める。しか

いくつかを挙げておきたい。 なお、グローバリゼーションについての国際政治学や国際関係論からのアプローチについての文献は数が多い。以下に、

伊預谷登士翁『グローバリゼーションとは何か』平凡社、二〇〇二年

山本吉宣「国際システムの変容ーグローバリゼーションの進展」『国際問題』 四八九号、二一二一頁

大野健一『途上国のグローバリゼーション』東洋経済新聞社、二〇〇〇年

S・フィッシャー他、岩本武和監訳『IMF資本自由化競争』岩波書店、一九九九年

渡辺昭夫・土山実夫『グローバル・ガヴァナンス』東京大学出版会、二〇〇一年

藤原帰一ほか編『国際政治講座 第三巻 経済のグローバル化と国際政治』東京大学出版会、二〇〇四年

マーチン・ショー(高屋定国・松尾真訳)『グローバル社会と国際政治』、ミネルヴァ書房、一九九七年

スーザン・ストレンジ(桜井公人訳)『国家の退場』岩波書店、一九九八年

サスキア・サッセン(伊予谷登士翁訳)『グローバリゼーションの時代― ―国家主権のゆくえ』平凡社、一九九九年

Philippe Moreau Defarges, La mondialisation, 2e édition, Que sais-je? PUF, 1998.

Philippe Moreau Defarges, *L'ordre mondial*, 2e édition, Armand Colin, 2000

Monique Chemillier-Gendreau et Yann Moulier-Boutang (sous la direction de), Le droit dans la mondialisation Une pers pective critique, PUF, 2001

Monique Chemillier-Gendreau, *Droit international et démocratie mondiale les raisons d'un échec*, Les éditions Textuel

Mondialisations et inégalités, Cahiers français No. 305, La documentation française

Henri Pallard et Stamatios Tzitzis (sous la direction de), La mondialisation et la question des droits fondamentaux, Les Presses de l'Université Laval, 2003

- (24) A/CN. 4/L. 682, paras. 481-.
- 芹田健太郎『普遍的国際社会の成立と国際法』有斐閣、一九九六、松井芳郎「グローバル化する世界における『普遍』と う考えるか」法の科学三七号、二〇〇六年、五五―六七頁。 『地域』」国際法外交雑誌一○二巻四号、広渡清吾「グローバル化の時代における国家と市民社会の変容− 次の文献参照。芹田健太郎「グローバリゼーションの国際法秩序形成に及ぼす影響」世界法年報二四号、二〇〇五年三月、 -法の役割をど
- 26 de), La Mondialisation du droit, LITEC, 2000, pp. 43-57 Verhoeven, "Souveraineté et Mondialisation: Libres Propos." in Eric Loquin et Catherine Kessedjian (sous la direction cit., pp. 163-171.; Francis Amakoue A. Satchivi, Le déclin de l'Etat en Droit International Public, L'Harmattan, 2001.; Joe Monique Chemillier-Gendreau, "Affaiblissement des Etats, confusion des normes," Le droit dans la mondialisation, op
- 27 山本吉宣『「帝国」の国際政治学―― ――冷戦後の国際システムとアメリカ』東信堂、二〇〇六年。
- 国民国家はこのような統合原理をもたない。……ネイションは領土、民族、国家を歴史的に共有することに基づく以上、帝 な立法という権威が存在するから、それによって征服の後にはきわめて異質な民族集団も実際に統合され得るからである。 な本質的に法に基づいた政治形態である。なぜなら、そこには全帝国をになう政治制度を具体的に表わす万人に等しく有効 次のように見ている。「永続性ある世界帝国を設立し得るのは、国民国家のような政治形態ではなく、ローマ共和国のよう 国を建設することはできない。国民国家は征服を行なった場合には、異質な住民を同化して「同意」を強制するしかない。 ハンナ・アーレント『全体主義の起原2 帝国主義』(大島通義・大島かおり訳)みすず書房、一九七二年、六頁)は、
- sium, American Hegemony and International Law," Chi.J. Int'l L., Vol. 1, (2000), p. 1.; John R.Bolton, "Is There Really 込まれた。"Single Superpower and the Future of International Law," ASIL Proceedings, Vol. 94 (2000), p. 94.; "Sympo 二〇〇〇年アメリカ国際法学会の年次大会で、「単一超大国」問題が議論され、ヘゲモニーの思想が国際法の世界に持ち

"Law" in International Affairs?" Transnat'l I. & Comtemp. Probs. Vol. 10 (2000), pp. 1, 48.; Konrad Ginthur, "Hegemony", うなものがありうるかについての議論として、Detlev F.Vagts, "Hegemonic International Law",AJIL, Vol. 95 (2001), pp. Encyclopedia of Public International Law (Rudolf Bernhardt ed.), Vol. 2 (1995), p. 685. なお、ヘゲゲモニー的国際法のよ

- 30 国」という理念のための第一歩として、国家(国際)連合を構想し、諸国家を「上から」統制しようとした。(柄谷、前掲 それなくして人は生きていけないという「超越論的仮象」である。歴史の目的も超越論的仮象である。カントは「世界共和 和国」は、それに向かって人々が漸進するような統整的理念である。カントによれば、統整的理念は仮象(幻想)であるが 書、一八三頁。) カントは 「神の国」の実現として、諸国家が主権を譲渡することにより成立する「世界共和国」を考えていた。「世界共
- 31 米国はたびたび拒否権を使って憲章三九条の決定決議の採択を阻止してきた。なお、「平和に対する脅威」概念と安保理の 裁量の範囲ないし限界の問題について、藤田久一「国連法の宿題――「平和に対する脅威」論を中心に――」法学協会雑誌 ity Council, Oxford and Portland Oregon, 2004, pp. 133ff. 参照。 一五卷九号(一九九八年) 一二○七—一二三三頁。Erika De Wet, The Chapter VII Powers of the United Nations Secur-たとえば、米国の「同盟国」イスラエルのパレスチナ違法占領という明らかな平和の破壊(武力行使)の事態に対して、
- 32 国家存亡のかかった自衛の極端な場合における核兵器使用の合法・違法の判断を避けている。この点について、藤田久一 |自衛における核兵器の威嚇・使用||軍縮問題資料二〇〇号(一九九七年七月)、一二―一七頁。 国際司法裁判所(ICJ)の核兵器使用の合法性に関する勧告的意見(一九九六年)もかかる抑止論を必ずしも否定せず、
- 33 構:課題と展望』東信堂、二○○四年、五─四二頁。藤田久一「国連改革の歴史的展開と意義」国際問題五三四号(二○○ 外政学会、昭和三四年)参照。 連合改変への諸提案』(上巻―角田順校閲、 四年九月)、四二―五四頁。なお、国連発足当初の改革提案について、F・O・ウィルコックス、C・M・マーシィ 藤田久一「国際連合と民主主義――-二一世紀の世界機構の条件――」安藤仁介・中村道・位田隆一編『二一世紀の国際機 杉山茂雄・関野昭一共訳) (下巻―角田順校閲、広瀬善男・平井友義共訳)
- (34) 注(19) 参照。

- という共通テーマでいくつかの国(米、英、カナダ、仏、日本)の例が紹介され、討議された。 この問題についての議論として、二〇〇六年の国際人権学会第一八回大会で、「人権法のゆらぎー -テロ、暴力と不寛容
- (2003), pp. 873-888.; Michael Byers and Georg Nolte (Eds.), United States Hegemony and the Foundations of International Law, Cambridge University Press, 2003 Detlev F.Vagts, op. cit., pp. 843-848 (2001); José E.Alvarez, "Hegemonic International Law Revisited," AJIL Vol. 97
- 37 西欧中世の国際的法共同体としての西欧キリスト教共同体について、Wilhelm G. Grewe, op cit., pp. 37ff. 参照
- 平和案であるが、アジア・アフリカの主権者をも包摂する可能性を含むものであった。同じく一八世紀におけるクリスチャ Chez Antoine Schouten Marchand Librarire M. DCC. XIII, (Fayard, 1986)) はヨーロッパの全キリスト教国家の間の永久 ン・ヴォルフの Civitas Maxima の思想は(仮定としての)世界国家を想定するものであった。 一七世紀におけるアンリー四世の「大計画」はヨーロッパ社会の計画案であり、一八世紀におけるド・サンピエー ヨーロッパにおける永久平和案」(Abbé de Saint-Pierre, Projet pour rendre la paix perpétuelle en Europe, à Utrecht
- 39 加藤俊作「運動としての世界連邦論」日本平和学会編『世界政府の展望』早稲田大学出版部、二〇〇三年、三―一九頁。
- 40 する以外に途はない。……これまでの経験からみて、戦争を防ぐ方法は唯一つしかない。それは、戦争を行う可能性のある できる」。(田畑、前掲書、二七頁。) 集団の上に、紛争を平和的に処理しうる政府機構を設けるということである。世界政府のみが将来の戦争を防止することが 世界政府運動に参加したシカゴ大学のユーリー教授は、「原子爆弾問題を真に解決するには、戦争の問題を徹底的に解決
- $\widehat{41}$ 度の本質上当然の現象なのである。それに国際連盟でも国際連合でも、これまでの集団的安全保障の制度は、すべて主権国 制度の下においては、大国は小国に比し常に優越的な立場に立つのであるが、これは、加盟国の武力に基礎をおいたその制 力、ことに大国の武力に依存するほかはないわけであるから、小国に対しては行いえても、大国に対しては容易に行いえな 的安全保障の下においては、それぞれの国家の武力が認められているために、たとえ拒否権が廃止せられ多数決が認められ い。大国に対して無理に強行しようとすれば、必然に大国間の戦争を覚悟しなければならない。だから、集団的安全保障の その決議を実行する上に多くの問題を伴うということである。つまり、決議を実行しようとしても、結局加盟国の武 前掲書、五三頁。田畑は、集団的安全保障の欠陥について、世界政府論者の指摘を次のように纏めている。

家のみを基礎にしたものであって、個人の立場が直接機構の上に反映される仕組にはなっていない。」

- $\widehat{42}$ 法会議を開催するか、いずれかの方法を適宜採用しようというのが多数の意見であったが、 決議がなされた。この世界政府を実現する方法として、ダブリン会議では国連憲章を改正するかまたはそれと別個の世界憲 民と共に世界政府を樹立し、法と正義に基づく世界全体の平和を確保するに必要な権力を、これに託すことである」という また、一九四六年三月のロリンス・カレッジの会議でも、「われわれの生存と自由とを維持しうる唯一の途は、他の諸 国連の改造による方法を支持するものが圧倒的であった。田畑、前掲書、九―一〇頁。 ロリンス・カレッジの会議では
- (43) この引用は、田畑、前掲書、二一―二二頁による。
- 44 あり、国会の議事運営はマッカーサー司令部の承認を必要としたため、この決議案も不発に終わったとされる。(同上、六 八頁) 『世界連邦運動二十年史』世界連邦建設同盟編、一九六九年、四三〇―四三一頁。しかし、当時日本は連合国の占領下に
- (45) 同上、三六—四三頁。
- (46) 下中、前掲書、三二一三三頁。
- 47 田畑、前掲書、一五九頁以下参照 『世界連邦運動二十年史』前掲、四一九―四二九頁。田畑、前掲書、二二二―二四九頁。世界政府の考えに対する批判は、
- $\widehat{48}$ かし、国連総会はこれを議題にしたことはない。 もつ団体は連邦会議の開催に先立ち、第一回の選挙の場合においては、国連総会により指定されるとしている(六条)。し シカゴ草案において、たとえば連邦会議は、九つの選挙人区団――その一つアジア区に中国、朝鮮、日本が含まれている ―に分けられ、各選挙人団は二七名づづの世界立法議会の議員候補者を指名することになっているが、候補者氏名資格を
- $\widehat{49}$ Richard A. Falk, A Study of Future Worlds, The Free Press, New York, 1975, pp. 174-220
- 争禁止下でも、核兵器国が安保理で拒否権をもつ集団安全保障体制および自衛権)の下では実現しえないかという問題につ なお、核兵器廃絶(使用禁止と完全核軍縮)は、主権国家併存(ウェストファリア・モデル)のみならず、国連モデル(戦 の性質を形作ることを助けうる)世界秩序学習経験として使われるべしとする強い信念から生まれている(Ibid., p. 48)。 ヒロシマ原爆の毎年の記念は、地域的破滅が(類似のまたはより悪い性格の将来の破滅を避けるためのより一般的な人間

いては、ここでは検討を留保しておきたい。広瀬和子「核兵器の使用規制」『武力紛争の国際法』(村瀬・真山編、 東信堂

二〇〇四年)所収参照。

会を設立し、少なくとも二―三年毎に、国連年次総会前に会合をもつことに同意した。 連は三○○○以上の市民社会グループをリストにあげている。一九九○年代には、これらの国際的力は、地球温暖化を制限 織や自発的組織からなる市民社会は独立した国際的力として行動し始めている。これら組織の最大でかつ有名なものは、ア リシィーの多くの事項は国際システムによって形成されつつある。市民、文化、人道、および社会的目的のための非利益組 を定義し、外交官を保護し、武力行使を禁止するような伝統的なものに限定されない。市民に直接影響するグローバル・ポ ク等は次のように見ている。グローバリゼーションは国際秩序を通じて政治的権威を分配する。国際的ガバナンスは、国境 ムネスティー・インターナショナル、グリーンピース、オクスファム(Oxfam)、赤十字国際委員会、を含み、加えて、 MP諸値は事項の取扱を規律するものとして取り込むが、それらの内容を不可避的に、アメリカ的観点と関心のアジェンダ ムにアナン事務総長は国際市民社会グループを代表する一四○○人の個人を招待した。フォーラムは市民社会組織の常設総 (もっとも、典型的なまたは主流的なアメリカの視点では必ずしもないけれども) でもってアプローチしている(*Ibid.*, p. 49)。 フォークの世界秩序の優先システムのためのこれらの諸提案は、アメリカ的観点から意識的に発展している。つまり、WO 国際刑事裁判所を設立し、かつ、対人地雷を違法化した。二〇〇〇年五月国連で開催されたミレニアムNGOフォーラ

52 これは対人地雷禁止条約作成の際のオタワ・プロセスを想起させるものである。

は、グローバリゼーションの世界において、国際世界からグローバル世界への移行を成功裏にマネージするために、国際領 2000.)、および、「国連ミレニアム宣言の実施に向けて」(Towards the Implementation of the UN Millenium Declaration 域におけるガバナンスの意味について、世界政府のイメージを想像することは望ましいものではないとする。ガバナンスが の目的は、新しいグローバル時代において、普遍的メンバーシップと範囲から引き出されるのであり、よりよいガバナンス 国際的に行使される意思決定構造はわれわれの時代の現実を反映したもの、つまり、それは国連安保理である。 Report of the Secretay General, A/56/326-6 Sept. 2001)参照。ミレニアム報告書(II. Globalization and Governance)で アナン事務総長のミレニアム報告書(New Century, New Challenges, Millenium Report of the Secretary General, A/54/

告「より大きな自由において:すべてのもののための発展、安全保障、および人権に向けて」(In larger freedom:towards 表を含む専門家グループがこれら市民社会組織がいかに国連のすべての側面で国連の作業に貢献するかについて刷新的な はより広い参加を意味する。そして、国連改革に関連して、国連総会について、最初のステップとして、市民社会組織の代 development, security and human rights for all, Report of the Secretary General, A/59/2005) - 今物語 「最善の実践」の研究を準備するよう求められている(VI. Review of the United Nations)。二〇〇五年の国連事務総長報

<u>54</u> (後記) この文は、二〇〇一年一月三一日、神戸大学での最終講義につけた表題「二一世紀国際秩序のゆくえ」に基づくもので、 介するまでもないと思われる。 国際刑事裁判所(ICC)を設立するローマ規程については、すでにかなりの研究が進められ文献も多いので、ここで紹 し、進行中の国際紛争や状況を不十分な資料から分析し考察することには大きな限界があることを承知の上、今後の本格 動く中でその再検討が求められている。本稿はこれを踏まえつつ、メモに新たな分析視角を取り込み検討を試みた。しか その内容も大筋は当時の講義メモによっている。しかし、それ以来今日までの六年間に九・一一からアフガン戦争やイラ ク戦争、コソボ紛争、パレスチナ紛争、さらに最近はレバノン紛争等が相次いで起こる現実を前にして、国際秩序が揺れ

での模索を書き留めたものである。

的研究のための文字通りの覚書として、現時点――関西大学法学部創設一二〇周年という記念すべき二〇〇六年時点